
平成26年 第3回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成26年9月5日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成26年9月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(21名)

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	梅尾 英俊君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	溝口 隆信君	防災安全課長	安部 悦三君
契約管理課長	衛藤 公治君	税務課長	麻生 悦博君
会計管理者	森山 金次君	産業建設部長	生野 重雄君
農政課長	伊藤 博通君	建設課長	平松 康典君
健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君	環境商工観光部長	平井 俊文君
環境課長	森山 徳章君	商工観光課長	佐藤 眞二君
挾間振興局長	柚野 武裕君	庄内振興局長	生野 隆司君
湯布院振興局長	加藤 勝美君	湯布院地域振興課長	加藤 裕三君
教育次長	日野 正彦君	教育総務課長	安倍 文弘君
学校教育課長	奈須 千明君	社会教育課長	後藤 幸治君
消防長	甲斐 忠君	消防本部総務課長	大久保 篤君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には本日もよろしく願ひいたします。

初めに確認しておきますが、議案質疑に係る発言通告書及び平成25年度決算認定に係る質疑通告書の提出は本日正午までですので、予定されている方は厳守をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第3号により行います。

一般質問

○議長（工藤 安雄君） これより日程第1、一般質問を行います。質問者の持ち時間は質問、答弁を含め1人、1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可します。

まず、2番、野上安一君の質問を許します。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 2番、野上安一です。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。よろしくお願いたします。

9月3日の大分合同新聞の特集記事を、私は見ることができました。この新聞特集で、温泉だけじゃない、我が町の魅力、おもてなしの紙面掲載が見開きで、県内の18自治体の首長さん、市長さん、町長さん、村長さんが我が町のおもてなしの宣伝記事が紹介されておりました。首藤市長の心意気を記述されたのを読ませていただきました。

その由布市の見出しが「由布の風を感じて」、市民にはどんなに元気をあたえロマンチックなコピーではなかったかと思っております。普通、官庁用語を使いがちなんですが、由布の風を感じて、とってもロマンチックな言葉でした。新聞を見た大分県民は由布の風を感じに行きたいなと。掲載文章の内容記事も、18市町村の記事の中で一番魅力のある記述と感じたのは私だけではなかったと思います。

その紙面記事をちょっと紹介させていただきます。住む人も、訪れる人も癒しの空間を共有できるおもてなしの心あふれるまち。最後に、あなただけの風を探しに由布市に来てはいかがでしょう、で終わっています。この記事で元気をもらった多くの市民の誇らしい顔が一瞬目に浮かびました。そして、私なりに、誇らしくその余韻に浸っておりました。地域の元気、町の元気、由布市の元気を私は政治の基本理念としているときに、感動のひとこまでした。

ところが、この合同新聞の社会面には、全国学力テストの市町村別平均正答率の記事が大きく記事が掲載されていました。この新聞記事を見て、由布市民は果たして何を感じたのでしょうか。

さて、早速ですが、私は事前に通告しております4項目について質問をさせていただきます。

まず、観光施策ですが、日本一の保養温泉地を目指している湯布院観光について、市長の観光政策理論をお聞かせください。私は、一時的な一過性の観光地ではなく、これまで半世紀にわたって一貫性の歴史の中で、当時の湯布院の進むべき目標である全ての町民が一体となった生活型保養温泉地がまちづくりの基本理念に、観光の人も農業の人も、支え合う中でここに住んでいる人の豊かさを大切にする町が、湯布院観光の哲学と私は理解しています。

確かに、そのような方向で進んでいました。湯布院の人口は1万1,000余りの、限られた観光ゾーンの地域に年間400万人の国内外の観光客が訪れております。大変、うれしいことかもしれません。しかし、この地域で暮らしている市民や高齢者、子どもたちの暮らしも真剣に考えなければならないのです。暮らしている市民より交流人口の多い実態に、市民はさまざまな複雑な気持ちを持っております。今では、観光と暮らし、観光と地域経済、観光と市民の支え合うおもてなしの心など、本当に由布市の身の丈なんでしょうか。

その支え合う心や力は昨今ではどうでしょうか。大型開発やリゾート開発計画を拒み、自然や地域の心を大切にする生活型保養温泉地を進めてきたことが今日、現在の日本一の温泉保養地で

ある湯布院があるのではないのでしょうか。一過性の観光振興ではなく、一貫性のあるまちづくりが必要と考えますが、高級列車や民間観光企画ツアーによる観光客誘致、誘客の方法に私は否定はしません。それはそれなりの観光振興の効果は大変な効果があると思っております。

しかし、この町の観光経済圏で暮らしている市民の潤いのある暮らしも観光施策の中だけで考えられているものでしょうか。確かに、平成23年に作成された由布市観光基本計画にも地域の皆さんとともに由布市や湯布院の観光振興が明記されています。地域の暮らしと観光振興について、市長はどのようにお考えでしょうか。御意見をお伺いします。

また、国民の観光スタイルや海外からの観光客の主流である韓国の観光客は私が言うまでもありません。温泉、土産、レジャー型から自然や散策やスポーツ、そして健康、日本の文化や日本の食、暮らしの体験を求める交流人口がふえていることは市長も承知のことと思います。地域資源を活用した新しいスタイルのツーリズムの姿が今、由布市では見えません。

例えば、市長提案のジオパーク認定構想の研究はどうなっているのでしょうか。さらにスポーツ観光の中で高校ラグビー、夏合宿のメッカとして湯布院や湯平温泉は高校生の合宿生のみならず、それに付随する保護者が町内の宿泊施設に泊まり、相乗効果は大変なものがありました。今ではこの合宿は竹田市にとられてしまいました。

大分県はこの秋から民間会社の大分県観光ツアーの本格受け入れ研修をスタート、韓国の格安航空会社を買収、2往復運航開始、国内大手航空会社で国際線で大分県産のグルメの企画が発表されました。とつても、今大分県政の中で、にぎやかできらびやかな観光情報が県からいっぱい発信されています。

そこで市長、新しい時代を見据えた地域資源活用型のツーリズムの組み立ての考えはないのでしょうか。また、考える構想はないか、お尋ねをいたします。

次に、観光条例の制定と観光庁認定の新しい構想、観光圏構想の支援制度について、日本の顔という支援制度の認定について伺います。全国の大半の都道府県レベルでは、大分県も今動き始めておりますが、観光を主産業としている全国自治体レベルでは観光立市として実現のために観光理念を定め、行政や民間団体、市民、観光事業者の役割を明確にして地域振興が進められております。

この観光条例を制定して、由布市の経済の持続的発展、活力あるまちづくりの振興を進めることを目的とした観光条例の制定を強く要望、提案いたします。市長の考えをお聞かせください。

観光施策の最後に、入湯税の活用について伺います。この目的税であります入湯税の活用策の振り分け方は承知をしております。類似した他の事案で電源立地事業や過疎対策事業債、石油貯蓄交付金や防衛交付金が地域限定の国からの市民支援制度として交付され、これと比較するわけではありませんが、こと、この入湯税に限り、温泉施設や宿泊施設に來客をする観光客の皆さん

から経営者、つまり市民の皆さんがお預かりをして毎月、庁舎の窓口に納入するシステムです。

目的税として高いウエイトで観光施策に活用されているようですが、本来、一般財源で充当すべき事業はこの入湯税の財源から充当されているのだと、私は思います。

そこで、市長にお尋ねします。この目的税の入湯税の用途について、関係する団体等からも従前から強い要望が市長に来ていると、市長に要望をしているとお聞きをしております。

発想の転換を提案します。入湯税の用途について関係する団体に直接支援制度の導入を視野に、検討する研究会の立ち上げです。行政の観光事業のスリム化を含めてです。イベントや観光宣伝、観光情報の発信など観光行政の担当者は土日はもちろんのこと、多くの対応に奮闘しております。観光行政の職務を超えての業務も多いのではと感じることもあります。官と民で新組織の立ち上げも研究されているようですが、実行のスピード化がありません。

行政事務と民間業務とを明確にするためにも、財源となる入湯税の用途を円滑にすれば膨大化する観光行政のスリム化と効率化が図られるのではないのでしょうか。また、私たちが忘れてはならない観光と地域の住民の暮らしに目を向ける施策、光を当てることも可能となります。ぜひ、この提案について、市長のお考えをお聞きいたします。

次に農業政策についてです。2項目の由布市農業政策についてお尋ねいたします。近々には、40年近く進められてきた米の生産調整事業を廃止され、水田農業の改革が予想される中で、これまで中山間地の農業施策について由布市の生産農業について、市長の考えについてお聞きします。

市長は、地域ブランド農業について、私のさきの定例会における質問で、地域ブランド農業の大切さとその重要性も認識をしているのか疑いたくなるほど、農産物の流通においてブランド化の必要性はないのでしょうか。由布ブランド要綱には、由布市、あるいは湯布院のブランド要綱制定を提案いたしました。余り関心がなかったように気がしてなりません。特に小団地多品目型の農業生産は、庄内梨といった地域ブランドの認証は必要不可欠です。

6月定例会で検討すると約束した地域ブランド要綱の検討経過について教えてください。

次に、由布市独自の、個性ある農産物の生産実態についてお伺いします。先般JAに行ってお聞きしました。由布市にはほおずき、あまねぎ、梨、にんにく、ブルーベリー、ハウレンソウ、すもも、有機農産物といった小団地ながらの高品質の品種のよい、個性ある農業生産の推進方策や生産実態についてお聞きします。特にこういった農業生産の指導実態も教えて実態ください。

懸命に頑張っている農家の事例を紹介します。湯布院の塚原地区では、酪農家4戸が生産した湯布院牛乳、「ゆふいんの薫り」としてみどり牛乳と締結して地域ブランドを活用して生産して好評を得ています。

また、さきに指定管理を受けた狭霧台売店では、初めて庄内梨を販売し大変好評のようです。

また川西地区では30余りの休耕田を、農家が提供して地区の高齢者に胡椒づくりを始めた。農地の保全や健康維持や地域の融和にと、とっても役立っている話を聞きました。

市内には、こうして懸命に地域ブランドを活用しながら小規模な生産農業を営んでいる農家がたくさんいます。このように懸命に頑張っている農家や団体に目を向ける必要があるのではないのでしょうか。

由布市独自の農業指導員の指導により、これらの施策は地道ながら少しずつ芽が出ています。そこで市長、このような小規模な農業生産やこれらを普及、指導している指導員の体制、待遇改善を強化する考えを実施していただけないかお尋ねします。

次に3項目め、防災ラジオについてお尋ねをいたします。

4点についてお聞きします。

放送は開始されているようでございますが、正式にいつ、開局したのでしょうか。市民の皆さんの周知はどのように行っておりますか。

次に、オール由布市受信可能となったか。受信不可能地域が出ているのか、その辺についての実態も御紹介ください。さらに湯布院地域で進められております行政無線の今後。今、湯布院地域では2つの情報が、行政無線とゆふいんラジオから流れるようになっております。この考え方、今後どうするのかについてお尋ねします。

次に、具体的な放送の仕組みについて、特に夜間や地域限定、挾間地域のみ、湯布院地域のみ、庄内地域のみの限定方策があるのでしょうか。

次に、ラジオの全戸配付体制の配布は終了したのでしょうか。議会から要望のありました事業所や観光客への防災周知はどのような形で行うのでしょうかお尋ねします。

次に、全共跡地についてお尋ねします。昨日も、先輩議員から質問が出ましたが、塚原全共進跡地のメガソーラー建設計画の業者売買契約の経過についてお聞きします。

1点目は市有地の売却契約締結業者との進捗状況についてお聞きします。

2点目は入会権者の地元塚原地区第3組合との協議状況、特に由布市の説明計画を地元の協議の状況についてお尋ねします。

再質問の必要な場合はこの席からさせていただきます。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。一般質問2日目、最初に、2番、野上議員の御質問にお答えをいたします。

初めに市の観光施策についてでございます。

平成23年3月に由布市観光基本計画を策定いたしました。市内観光7団体の皆さんと連携しながら情報発信や誘客促進などさまざまな観光施策を行ってございまして、引き続き滞在型循環型

保養温泉地を目指す由布市の観光振興を推し進めてまいりたいと考えております。

その取り組みの中で、湯布院観光の考えについての御質問でございますが、昭和30年代から全国に先駆けて地域主導でまちづくりを推進し、住んでよし、訪れてよしの生活型観光地として、おもてなしの心を育んできた由布院温泉を由布市の観光の核として、庄内地域や挾間地域の築いてきた特性や魅力を大切にしながら、観光交流の拡大を図って観光産業の振興を推進してまいりたいと考えております。今後も心に癒しをもたらすおもてなしを大切に、観光振興の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次にツーリズム観光についてでございますが、学びや体験などの産業観光、日本の歴史、伝統などの文化観光など議員御指摘のとおり、訪れる方々の観光に対するニーズも今日では多様化しております。その土地の特徴や個性を体験する個人型滞在観光へと変化してきております。

そうした状況であることから市内での滞在時間を向上させるため、滞在プログラムとして着地型旅行商品の創出など、現在、観光施策の取り組みを行っているところであります。

次に観光条例についてでございますが、地域住民が誇りと愛着を持って国内外からの観光旅行を促進するとして、国において平成18年12月観光立国推進基本法が制定されております。

市では平成23年に由布市観光基本計画を策定するとともに、本年4月より商工観光課内に観光新組織準備室を設置いたしまして観光振興の施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究を進めているところであります。

大分県議会においても、本年の6月政策検討協議会によりまして、県内全域の観光振興を図ることを念頭にして検討を始められたことから、その状況を由布市も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、入湯税の目的税としての活用手段の発想の転換であります。入湯税は議員御指摘のとおり、地方税法によりまして観光振興や環境衛生施設整備などに要する費用という5つの事業に充てることを目的とした目的税でございます。用途を特定しない一般財源の扱いとなっております。

由布市におきましても、入湯税は貴重な自主財源であることから、今後も魅力的な温泉観光まちづくりを推進するため柔軟な活用について調査、研究も進めてまいりたいと思います。

次に、地域の独自性を大切にする生産農業の確立についてという御質問でございますが、由布市では関係機関と協議をいたしまして、市場の動向や栽培に係るコスト、経営の安定性、そして地域の特色や指導体制等に適した作物を戦略作物として指定をいたしまして、その地域に見合った作物と市内全域で対応できる作物等を並行して推進してまいりました。

次に、由布市の個性を大切にする生産農業の確立をどのように進めているのかということであり、農業が維持されて発展するには生産者が安定した農業所得を得ることが重要であることは御存じのとおりであります。

現在、由布市では独自の事業として由布市ブランドとして成立している作物、または育成していく作物等を生産している部会等に対して、ゆふブランド農業推進支援事業を実施いたしまして、ブランド化の推進を支援をしております。今後も継続して支援をしてみたいと考えておるところであります。

また、8月1日に開催されました平成26年由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会で承認をいただきました由布市における地産地消・特産品ブランド化施策の方針に基づきまして、地産地消ブランド化に関連する農家の育成や支援の強化を行ってまいりたいと考えております。

次に、湯布院に散在する小団地多品目型農業の推進施策、方策についてであります。小団地多品目型農業は生産者が消費者動向の多様化に対応した生産形態と思われませんが、対象となる農家に対しましても営農指導員による営農相談や指導を行いながら、今後も現在の営農指導体制を基本として、充実強化しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、市内で存在している新しいスタイルの生産農業等の支援に関する御質問でございましたが、由布市では化学肥料や農薬の使用を抑えることによって、農業生産全体を環境保全に貢献させる環境保全型農業を行っている生産者に対して、環境保全型農業直接支払対策事業を実施しております。

また、由布市におきまして、地産地消・特産品ブランド化施策の方針に基づきまして、地産地消型農業やブランド化を推進してまいりたいと考えております。

次に、防災ラジオについてでございますが、7月12日に試験放送を実施いたしまして、電波が中継局から発信されることを確認し、運用を開始しております。市民周知につきましては広報を通じ、周知をしておるところであります。防災ラジオの受信状況につきましては、試験放送の結果、挾間地域及び庄内地域の一部において受信状態の悪い地域が確認されております。原因は山、あるいはコンクリート建物による電波の強度が弱くなっているためでございます。受信状態の改善に向けて、施工業者に対応策を調査検討するよう指示しているところでもあります。

湯布院地域の行政防災無線を今後どうするかについては、現時点では、当面の間防災無線と防災ラジオは併用と考えております。いつ切り替えるかについてはまだ決めておりません。

次に、放送の仕組みについてであります。市が緊急放送が必要と判断した場合、3つの方法により放送を行うこととしております。1つは、市の要請によってゆふいんラジオの社員が放送します。2つ目は、緊急度合の高い場合に、市が市役所に設置した緊急割り込み放送装置によりまして、ゆふいんラジオの放送に自動的に割り込んで放送を流します。3つ目は、全国瞬時警報システムJアラートによる国からの地震や国民保護に関する情報などの、直ちに緊急放送が必要な場合であります。この場合も緊急割り込み放送装置による電子合成音声で、即座に放送することになります。

次に、防災ラジオ配付状況であります。現在配付対象世帯数1万1,981世帯中、配達完了世帯が1万1,705世帯で、配付率98.2%の状況であります。新しく市民となった世帯には、その都度申し込み書の提出を受け、交付をしているところであります。

次に、塚原全共跡地のメガソーラーの契約のその後についての御質問であります。1点目の進捗状況につきましては、昨日の二ノ宮議員へ答弁をしたとおり、ファンド社には、売買代金の納付が確認され次第、所有権移転登記を行うことを伝えております。しかしながらファンド社としては、事業実施のめどがついた時点で全額支払うとして、まだ売買代金が納付されていないために所有権移転登記には至っていない状況であります。

2点目の塚原地区財産管理組合との協議につきましては、必要に応じて塚原財産管理組合役員会を通して、常に情報の共有を図るように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ありがとうございます。

まず1点目の観光施策について、市長に再質問をさせていただきます。

話をどうも聞いておりますと、観光客誘致型の事業内容が大半であると。あの湯布院地域には、1万1,000人が暮らしておりますし、年間400万人の観光客を日当たりに計算しますと、住んでいる人より訪れる人のが多いわけです。

さらに、身の丈っていうことを考えているのかもわかりませんが、さらに観光客の誘致をしていくということについては、私は否定はしません。しかしながら、人が多くなれば多くなるほど温湯地域を中心として、観光ゾーンで暮らしている市民、迷惑とは言いません、大変苦しんでいる。私の両親も、湯の坪街道の真ん中に住んでおりましたが、「おやじ、おふくろ、土日は外に出なさんなえ」というふうなことを声をかけておりましたが、今の高齢者にはあの湯の坪通りの人たちは月曜日から日曜まで、もう外に出なさんなど、夜になっちから出りよと。それから家の庭先には、鎖を張って人が入らないようにしている状態です。

どうでしょうか、市長。これ以上、観光客が来ることについては拒みませんが、私は常々言っております。この地域、その地域に暮らしている市民の皆さんのことも考えた観光施策、これは合併前の湯布院町は農家の人、そこに住んでいる人が折り合って、身の丈を大切にした生活型保養温泉地を目指していました。今は、生活型保養温泉地ではなく、本当に観光地になってしまっているのかなというふうなことが気になってなりません。

そこで、そこに住んでいる人たちの視点に立った観光施策について、市長、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今の議員のお話を聞くとそういう状況かなと思いますけれども、かつて、観光客、湯の坪街道に来られた観光客と地域住民の皆さんがお互いに共存しながらといいますか、状況の中で観光客を迎え、生活されておったと。

私が市長になったときも、観光客が多くて、農家のトラクターとかが通れないとか、そういう苦情もたくさん承っておりましたし、それだけ多くの方が由布市、由布院盆地に訪れてくれているということはありがたい。しかし、そういう中で、観光客と地域住民の皆さんの折り合いをどのようにつけていくかっていうのは、当時のことを参考にしながら、これからやっぱり十分検討していかないと、これからもっと観光客がふえるとすれば大変、早急にそのことについては地域の皆さんの声も聞きながら、そして折り合いをどのようにつけていくか、そしてまた地域がその状況の中でも、なおかつ観光客に対しておもてなしの心でおれるようにするにはどうするかということについては十分検討し、また検討させていきたいというふうに思っています。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ぜひ、観光客誘致に対しても、私も観光業もやっておりますが、その辺も積極的に進めながら、地域に暮らしている人たちとの折り合い、なかなか難しいことでしょうけど、やっぱり暮らしている人たちは悲鳴を上げてる人もおります。高齢者も土日は出ないだけじゃなくて、日曜日から月曜日まで出ないと。大変なことになっているのかなというようなことも思います。

ぜひ、折り合いをつけていただきながら、折り合いがつかないでしょうけど、身の丈っていうことを大切にしながら、観光客誘致だけの観光行政施策ではなくて、住んでる人たちの観光に対する考え方等についても意見を聞きながら、その施策をお願いできればというふうに思っております。

もう1点、観光条例の制定につきましては、情報を見ますと、全国の自治体の中でも観光市、観光立市についてはかなりの市が条例化制定に向けて踏み出しておりますし、観光産業っていうのは由布市の主産業であります。ぜひ、観光条例を制定しながら、もちろん、この23年に策定いたしました由布市観光基本計画も、立派な計画ができておりますし、総合計画もあります。

しかしながら、いま一步、条例を制定して由布市、湯布院地域、由布市地域の観光振興の姿を全国民に情報発信していくということも大切ではないかというように思いますし、観光関係者、あるいは行政の役割が明確になってくるのではなかろうか。それから、先ほど申しました、そこで暮らしている市民の皆さんとの折り合いがうまくいくのではないかなというふうなことが気になってなりません。ぜひ、観光条例制定につきましても、前向きな御検討をお願いします。

次に、新しい観光施策につきましても、この観光計画によりますと、随分新しい観光施策も展開されるようになっておりますが、スポーツや健康や文化やウォーキングといったものをセ

ットにした観光振興もぜひ、単なる観光客誘致だけでなく、由布市は今、こういう観光施設だけじゃなく、こういう観光の部分がありますよというふうなPRにつきましても積極的に、市長が先頭になりまして、生活型観光地を目指していただきたいと、生活型保養温泉地を目指していただきたいというふうに思っております。

もう一つ、事前通告しておりませんでした、市長、ことし提案いたしましたジオパーク構想につきましてもどの程度進んでいるのか、担当部長でも課長でも構いませんが教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。

お答えをいたします。ジオパークの事業につきましては昨年度、印刷製本費の予算をつけさせていただきまして、まず学校教育、児童生徒についての由布市内の、ジオパークのいろんな施設がございますけれども、それをまず広めることが大事だろうということで、パンフレットを作成いたしまして、現在小中学校に配付をいたしているところでございまして、まず小中学校学童児童から周知をしていこうと。その次に、市民全体に周知をしていこうと、今推進をやっているところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 指定に向けての、県レベル、あるいは国レベルとの動きについての情報はなかったんですけど、京都大学の先生や九州大学の先生に情報や知恵を借りながらジオパーク認定に向けての動きをするというようなことを聞いておりましたが、その辺はどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 昨年、講師を1人呼んで、豊後大野市の方を呼んでその辺のお話もいただいたんですけども、由布市内の素材そのものが、非常に、あまりレベルが高いものがないものですから、最終的には認定に向けてというふうなことを考えてございますけれども、まずは今は周知の段階であろうというふうに思っておりますので、その辺は順次、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。すいません。通告していない部分で申しわけございませんでした。関連がありましたのでお聞きしました。

ジオパークは恐らく後づけになってくるので、由布市の認定については非常に厳しいのかなというふうに思っておりますが。近々、観光庁で認定をしております観光圏構想が新しくスタートしております。日本の顔という地域指定を行いまして、これはただ地域指定のみならず、支援補助金、支援融資等もあるようでございますが、この情報について、もし由布市で入っているか、

取り組みの姿があるのか、情報が入っていればお尋ねをいたします。観光部長か観光課長、どちらでも結構ですが。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。観光圏については私が着任以来、広域的なもの、そういうもので、やはり由布院温泉、それから庄内の男池、由布川の由布川溪谷等々で、九重さんだとか、別府市さんだとか、いろんなどころと手を握りながらというふうな情報についてはいただいておりますし、各団体の皆さんとも意見交換はしておりますが、観光圏について詳細にどういうふうな方向性を持って進むというところまではまだ至ってございません。以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。新しい観光庁が、観光圏を結んで、外国人の受け入れや国内の観光客を受け入れるための整備費についても補助金が出されるようでございます。ぜひ、由布市についてはいろんな地域、やまなみブロックとか、いろんな地域で観光圏結んでおりますが、この辺につきましても新たに研究をして、本当に財政支援があるのであれば、こういう制度もいいのではないかなというふうに御提案しますので、御検討をよろしくお願いします。

次に、入湯税についてお尋ねをいたします。この入湯税につきましても、私のほうも使途については、再三同僚議員、先輩議員からも質問してもらってますからわかっておりますが、いま一つ、一般財源で充当できるべきものが、と思われるものが、私はこの入湯税の財源で供用されているのではないかなと思ったりもしております。

例えば、先ほど、市長からも報告がありましたが、ごみの関係、し尿の関係、これらについては一般財源で充当して、この財源はやっぱ観光サイドのほうに支援する方法でいいのではないかと思います。財政課長、この辺、お考えはどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。

今、言われましたように400万人という観光客が訪れていると、そういう中でやはり環境の問題が大事じゃなかろうかなと。そういうことで、こちらのほうにも充当させていただいているところでございます。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） この入湯税につきましても、回収方法につきましても、私、先ほど説明したとおりです。財政課長、ちなみに御存じでしたでしょうか。このような方法をとられているということ。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 昨日、税務課のほうで調査いたしまして、月末までの分を翌月の末まで申告をして納税をすると。そういうことは聞いております。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 従来、納税組合に還付することが違反であるということで、納税組合と同様に、それまで湯布院町が回収をしておりました旅館組合にその還付を行っていましたが、違反であるということで廃止されました。

これにつきましても、由布院温泉観光協会、旅館組合も含めて、観光協会自体やっぱり財源不足に陥ってるんです。ですから、この入湯税で支援をしていることは十分わかっています。それにもかかわらず、やっぱり旅館のオーナーの皆さんは、わざわざ、毎月、お客様からお預かりした150円のお金、何十万円か何万円かなりありますが、それを各市役所の振興局に納入をしている。そういう煩わしさをしながら、その見返りは入湯税の還付という形で、いろんな公共的な部分に充てられていることは十分わかっています。

これにつきましてですが、観光団体、旅館団体組合から市長のほうにも要望もあつたと聞いております。市長、要望、これ来てますですか、その入湯税の利用方法について。全額とはいかなくても、かなりの部分を観光産業にということについて。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 観光協会の事務所経営とかいろんな状況があつて、その時点で財源を増やしてほしいというような声も伺った覚えもありますし、今、皆さん方から、各議員の皆さんからも入湯税の使途についていろんな柔軟性を持ってやってほしいというような要望も承っているところでありまして、私自身もその点についてはしっかり考えているところでありまして。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ぜひ、行政のほうはオープンに、この使途についてはオープンにされているようでございますので、観光協会の人も一部は納得しているかもしれませんが、ぜひ、この配分方法について、税金を市民参加で配分するっていう方法、市民が参加して配分方法をやるっていうことは考えにくいのかもしれません。しかし、ここは発想の転換で、入湯税の1億1,000万円近く入っている金額を、どのような形で市民のために活用するのがいいのかというふうなことを市民に広げて、市民参加でそのお金を配分する知恵を出し合うというようなことについては可能なんでしょうか。もし可能では、その辺を検討していただくことはできないでしょうか。

これは税務課長になるんですか。財政課長。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） お答えいたします。配分方法につきましては、各課から要望があり

まして、それをこちらのほうでどのような使い道があるかということで査定等行っております。

住民の人の参加で、それを使えるというようなことは、ちょっと。要望があれば検討していきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ぜひ、この入湯税については、お客様からお預かりした税金と同時に目的税でございますので、行政のほうも目的に沿った活用を、今、財政課長が言った方法で配分していると思いますが。

ぜひこれを、発想の転換で市民の皆さん、いわゆる観光業界の皆さんも参加していただいて、その検討案、こういうことに使ってほしいんだがというふうな意見を聞くっていうチャンスは市民に与えていただくことができないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） お答えいたします。ことしの、先ほど、市長が言いましたように、4月から観光新組織準備室というのを立ち上げておりますので、その中で検討ができないかなということ、今から研究をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ありがとうございます。ぜひ、市民に枠を広げて検討していただければ、入湯税のみならず、全体的なことも含めてでしょうけれども。

次に農業施策についてでございますが、由布ブランド、湯布院ブランドといった形で、小団地多品目型、小さな団地で多くの品目をつくる、いわゆる観光産業と合致した農業体系が湯布院地域は中心に行われているようでございますが、農政課長、この辺、小団地多品目型農業の推進策については指導員の甲斐先生がこまめに指導していただいておりますが、この辺の普及、今後の考えについて教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えいたします。先ほども市長のほうから御答弁申し上げましたように、営農指導員、農政課に今2名おります。その2名の営農指導のもとで現行行い、そして生産農家の方々からも厚い信頼を得ているのは事実でございます。そういう体制を当面、基本として続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 私が、事例を2つ御紹介しました湯布院の塚原地区の酪農家は昔の県酪みどり牛乳と提携いたしまして、その牛乳を湯布院牛乳「ゆふいんの薫り」として販売をみどり牛乳と直接販売を行っているようでございます。非常に好評を得ています。

こういう湯布院牛乳とかを湯布院の旅館、宿泊施設が全部出すことによって需要と供給のバランスができ、地産地消が可能になり、湯布院ブランドの農業が推進されるというふうに思っております。酪農家の皆さんも懸命に頑張っておりますが、残念ながら湯布院地域以外の地域で販売が伸びているというようなことを聞いております。

これからは、観光旅館組合関係者と一緒になって、毎朝、湯布院牛乳のあのパックが朝食に出ることによって地産地消が可能になり、湯布院ブランド農業が確立されるのではないかと思います。この辺の実例とかというのは、何かほかにございますか。農政課長。もしわかっている範囲内で。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。まだ具体的な情報は、わたしども得てはおりませんが、塚原のほうで生乳のプラントを持っている方がいらっしゃる。そして、塚原のほうで生乳を牛乳として製品とし、地域のほうに納入をされてるという事例は聞いたことがございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 小団地多品目型の農業、国から県から示される農業振興のみならず、湯布院地域のオリジナルの小団地多品目型農業については、甲斐指導員を初め農政課の皆さん、農協の皆さんの頑張りで指導していただいておりますけど、さらに甲斐指導員がこまめに動かれるように、待遇の改善等も含めて前向きの検討をしていただければというふうに思っております。

次、防災ラジオについて御質問いたします。受信可能率が98%というふうに聞きました。やっぱり何十人か何百人かの世帯の人はまだこの恩恵に携わっていない地区の方もいらっしゃるようでございますけど、今調査をしているということですが、今後この防災ラジオが入らない地域が出てくるんじゃないかと思っておりますけど、この辺の市としての考えはどうするのかお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。防災ラジオが受信できない地域ということではよろしいですか。

先ほど市長が申し上げましたとおり、挾間地域の一部、庄内地域の一部で、防災ラジオを受信できない地域が確認されております。そういう地域につきましては、業者のほうに実態を把握して、改善策を作成するように指示をしているところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ちょっと、細かなことですが、管理についてお尋ねしますが、新しく由布市民になる方については、この防災ラジオの申し入れ制度があるというふうに聞いて

おりますが、逆に転出していく人たちに対してのラジオの返納状況、返納義務はなかったんですか。その辺のことをちょっとお知らせください。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災ラジオにつきましては、貸与、貸し出しということになっております。転出する際は、市民課の窓口で転出の手続きをする際に、防災ラジオも一緒に返していただくようお願いしているところであります。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） もう、試験電波で配付されて二、三カ月経ちますけれど、転出された方が防災ラジオも持って来たという事例は何件かございますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 現時点では、まだそこは把握できていないところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） せっかく高額なラジオでございます。市民の皆さんに、新しく由布市民になる方、新しく由布市民を出られる方に対しては、やっぱり敏速な対応、しっかりした対応が必要ではないかと思っておりますので、新しい仕組みをつくって確実な体制をとっていただけることを期待しておきます。

次に、最後に、全共跡地についての質問をさせていただきます。昨日、先輩議員から質問がありまして、大部分なことにつきましては、御質問、御答弁でわかりました。二、三点、私は聞かせて下さい。

まず1点は、市に業者のほうからどの程度の金額が、どういう内容で納入されているのか、納められているのか。その金額の具体的な数字がわかれば教えてほしいし、いつの時期にその金額が入ってきたのか教えてください。

それから、契約の第3条で、市長の発行する納額告知書に基づいて25年の6月30日までに金額を納入すると、市長の納入告知、市長の通知に基づいてということになっておりますけど、この通知は市長はしているのかしていないのかについて、2点目お尋ねいたします。

それから、3番目。地元の財産組合に、近々では、ある程度の市からの、契約に基づきます9対1の割合の金額提示が示されたというふうなことを二、三、私は地元の方から聞きました。この金額提示を本当にしているのか。しているとすれば、幾らがしの金額を提示し、地元の塚原財産区の反応はどうであったのか、可能な範囲で結構です。言われる範囲で結構ですので、可能であれば御紹介してください。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（衛藤 公治君） 契約管理課長です。お答えいたします。市に業者から幾ら入っ

ているかという御質問でございますが、昨年の契約時点で、契約保証金として金額の1割、1,423万8,770円が契約保証金として入っております。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。ほかの質問にお答えします。まず、支払の6月30日の支払い通知についてですが、それは契約書では6月30日とうたわれております。しかしながら、代金支払いの条件というのが第5条でうたわれておりまして、この条件を満たしたときに支払うということです。この期限については第5条の第3項で、この支払期日については、甲と乙が協議して延期することもできるということになっております。そういった関係で支払い条件が10項目ほどありますけれども、これが全て6月30日には整った状況ではありません。具体的には各種条例、規定等の手続きが完全に終了していないということから、双方で協議して6月30日をずっと延ばしてきたということでございます。

それと、分収金について財産組合に支払う旨の打診はしたかということですが、契約から1年以上の期間が経って、財産組合のほう、管理組合からは、なるべく早く分収金をいうことで、再三市のほうに要請がございました。

そうした中で、今回裁判で認諾をしたと、そういったことも受けて、基本的には代金の支払いがあった時点で支払うというのが基本原則でございます。これは覚書等でもそうなっておりますけれども、長期間そういった期間が過ぎたということで、全額は支払いできませんけれども、契約金の70%についてどうでしょうかということを経済組合と協議した経緯がございます。

しかしながら、財産組合のほうは全額支払ってほしいということで、代金の支払いが確認されたのちに全額支払うということで、財産組合とは同意協議が整っておるところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。70%という数字の出た根拠につきましてはいいとしても、その金額に対して、地元のほうはやっぱり100%をしてほしいと、一気に、一発でというのが塚原財産区の考えということで確認してよろしいでしょうか。

そうすれば、当分この支払いとかということは、ある程度棚上げ状態、長引くのかなということ、私自身思いますけど、その辺、総務部長どういう御感想をお持ちでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） この辺はちょっとまだ不透明なところは確かにございます。ただ、うちのほうは所有権移転登記は支払われればすぐ行えますというのは担当者のほうに伝えておりますので、それがいつになるかというのはまだちょっと不透明なところがございますけれども、組合とはその時期について100%になればいつになるか、ちょっと不透明な点は多いですよということはお認めをいただいた上で、そういった同意にいたったということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。では、市のほうも、塚原財産管理組合のほうも、その70%に対して、言葉はよくありませんが、一応それは保留して100%を一気をお願いしたいというのが、今の最新情報という形で確認してよろしいでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい、そのとおりでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） もう一つの質問項目であります、相手の業者に対する動き、その後の動きの情報が私どもには入っておりませんが、どのような話の内容を進めているのか、進んでいないのかについて可能な範囲で総務部長、御紹介ください。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。先ほど、市長が答弁したとおり、裁判で認諾した後、うちのほうは支払いが確認後、すぐ所有権移転はしますということはお伝えしています。

しかし、ファンド社のほうは事業の実施のめどが立った時点で支払うということで、今現在、ファンド社のほうがいろんな森林計画の関係だとか、そういったもので実際に事業が可能かどうかというものを、向こうが今調査している段階というふうに認識をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） もう1点、お尋ねします。私自身はこの契約時点では議員でなかったものですから、その内容については勉強不足でございました。例えば、こんなことを、私的な意見も含めてこんなことはもう不可能なんではないでしょうか。19条で買戻しという項目がございます。この19条の買戻しをして、由布市が買い戻しをして、あの地域を、入会権を持っております塚原地域の皆さんにはそれ相当の金額を一気にお支払いして、市で買い戻しするわけです。

それで、市が買いとって、その後、いろんな情報のあります県関係等に売却をして、することによって、その一般財源の持ち出しはかなり少なくなるというふうなことも考えられるんです。改めて業者から市が買い戻しする。買い戻して、その土地を入会権の放棄を塚原の人にしてもらう。その放棄料は売却料と同じ金額の1億数千万円。そして、市民の手に買い戻して、新たに市民参加の、市民も参加し、行政と一緒にあったあの土地の活用策を考えながら、最終的には森林ネットに売却するというふうなことは、もう不可能なんではないでしょうか。担当課長、どうでしょうか、部長でも結構です。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。買い戻しという前にまだ所有権は移転しておりませ

るので、市のもの、市の所有ということでございます。ですから、買い戻しというのはちょっと考えられないと思います。

それと、あとの件につきまして、契約解除にならないとなかなかそういった動きができない。これについては、今の段階ではこの土地売買契約書は正式に成立したものであるということで、これについては履行を市は裁判所で認めたということですので、これが白紙になるかならないかということについては、ファンドが事業をどうするかということになってくるといふふうに解釈はしております。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） そこで認諾という制度をとったことが非常に重くなるんじゃないかと思うんですけど、私勘違いしておりました。土地の買い戻しじゃなくて、契約解除っていう形が不可能なのかっていうことですが、今、総務部長、御指摘のようでございますが、これも選択肢の1つとして、市としては考えているのかっていうことについてはどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 先ほども言いましたようにこの売買契約は正式に成立しているものと、それで法的にはちゃんと瑕疵のない正当な契約ということですので、これをどうするかということは、市長が一旦この契約の白紙撤回を申し出たんですけども、裁判でそこまでは、認諾をして、契約のところまで戻るということですので、これを市側がどうするというよりも、今はもうファンド社が事業実施をどう考えるかというふうな状態になってるといふふうに認識をしております。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。ありがとうございました。選択肢の1つとして、頭の隅にでも、こういうことも可能なのかなという勉強もしていただければと思います。

もう1つお願いします。先般からお願いしておりますように、塚原地域の皆さん、関係する皆さんには、情報につきましては逐一、かなり情報が開示されまして、塚原の皆さんも喜んでおるようでございますが、やっぱり地域の皆さんにはこの件につきましての情報開示については、特段、御配慮を賜ります。

さらに、最大限の情報開示についてよろしく願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、2番、野上安一君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、14番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） おはようございます。ただいま、議長の許可を得ました。溝口泰章、政策研究会の溝口でございます。

大きく3点ほどの一般質問になりますが、よろしくお願いいたしたいと思っております。

何やら、夏が来ぬままに、今から秋にいくのかなというふうな状況でございますけれども、この天候不良に負けることなく体も、そして生産も順調に進めばと願っておるところでございます。

今、申し上げました一般質問の内容は大きく3点でございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1点は全国学力テストの結果向上についてでございます。中学校3年、小学校6年生を対象にした文科省の全国学力テスト。昨年と今年度に全教科で全国の平均正答率を上まわった学校名を、全国でも大分県教委だけが公表するということになりました。これは全国平均を上まわり、かつ市町村教委の同意が前提という縛りはありますが、公表に踏み切ったことには相違ありません。この全国学力テストの結果公表について、3点、伺いたいと思っております。

1つは、由布市の教育委員会として県教委の公表には同意するのか。

2つ目は、全国学力テストの結果公表に対する教育委員会の内部での議論の内容をお願いいたします。

3つ目が、非公開となる極小規模の小学校は、この市内にあるのか。

大きな2点目は、ふるさと納税の推進についてでございます。

ふるさと納税で歳入増を図る自治体は急増しております。由布市の場合も、数件の事例はあるものの注目度はさほどではございません。寄附行為なのです。自治体によっては税金控除のメリットをうたいながら、納税者にお返しプレゼントなどを用意して募集効果を上げたりしています。由布市も特産品がございますので、そのプレゼントを購入して、寄附者にプレゼントする。そういうふるさと納税者獲得策を持ってはどうかという提案でございます。

大きな3点目は、塚原のメガソーラー開発の推移でございます。プロポーザルでソーラー開発が提示されるや否や、市はやっていけないということを知りながら、購入予定者のファンダクションの便宜を図りながら強力で推進しました。しかし、ソーラー開発反対運動のさなか、いわゆる県の助け舟です。一も二もなく森林ネットへと売却のかじを切りました。

それでいながら、ファンダクションの売却拒否交渉はにべもなく断られて、提訴を受けるや認諾の即答で元の木阿弥にしました。この経緯について以下の項目について伺います。5つ

ほどでございます。

ファンドクリエーションへの売却拒否交渉はいつどこで、どのように行ったのか。

2つ目が、森林ネットへの売却先変更は入会権者にいつ、どのように説明して理解を得たのか。

3つ目は、提訴に対して争う方向での検討は行ったのか。争えばどのように推移すると想定したのか。

4つ目は、提訴を受け、県との連携をとって森林ネットへの売却に向けての対応は行ったのか。

5つ目は、入会権者に対する土地売却代金支払いはいつ、どのように行う予定なのか。

もう既に、一般質問で出ている部分もございますが、以上、大きく3点について御答弁よろしくお願いいたします。

再質問についてはこの席で行います。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、14番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税の推進についてでございます。

平成20年に地方税制の改正によりまして、ふるさとを応援したい、または貢献したい市民や市内外の出身者、また住んではないけれど、第2のふるさととして応援支援したいという寄附行為に対して、税額控除が拡大される制度でございます。

由布市も寄附を通じた新しい住民参加型の地域自治実現と、基金活用によるまちづくりを進めるため、未来ふるさと基金条例を平成20年に制定したところであります。

本定例会におきまして、報告第12号で報告いたしました。この6年間で延べ人数68名、毎年同じ寄附者も含んでおりますが、の方が、合計1,371万円余りの御寄附をいただいているところであります。

基金の運用状況につきましては、平成24年度に一部取り崩しをして、教育奨学金資金事業予算の一部に充てているところであります。

制度の周知、広報活動につきましては、市のホームページやふるさと納税ポータルサイトへの掲載、また年に1度東京で開催されます在京由布市会においてPR活動を行っておりまして、広報PR用のパンフレットを作成し、イベント等の開催時に配布し、寄附者の拡大を図っているところであります。

次に、寄附者へのお礼の品物提供についてであります。由布市の制度は由布市のまちづくりに貢献したいという思いを寄附に変えていただくということがあくまでも前提でありましたので、当初から市報や観光情報等のみの提供だけにしているところであります。

しかしながら、制度開始後、長年にわたっての同一寄附者や多額の納税者に対しまして、平成23年度と25年度に特産品を提供させていただいたところであります。議員御指摘の市内の特

産品を寄附者へのプレゼントとして準備し、寄附者拡大とあわせて特産品をPRすることについては、来年度からの控除額の見直しや自治体を取り巻く情勢の変化等を踏まえまして、今後調査、研究する必要があると考えているところであります。

次に、塚原メガソーラー開発の推移についての御質問であります。1点目につきましては、平成26年1月末に大分県より塚原全共跡地について、県の外郭団体である森林ネットおおいたによる買取りの斡旋がございました。このことによりまして、平成26年2月12日に塚原全共跡地の土地売買契約の解除申し入れの方針を固めて、2月21日に副市長がファンド社を訪問し、契約解除の申し入れを行ったところであります。

また、3月13日には、私がファンド社を訪問し、契約解除の申し入れをするとともに、代替地についての提案をいたしたところであります。この申し入れに対する回答のため、平成26年4月3日にファンド社が来庁されました。回答といたしましては、売買契約の履行を求めると代替地案についての問題提起がなされたところであります。

このことを受けまして、4月14日に副市長がファンド社を訪問し、由布市としての代替地案につきまして引き続き検討していただくことと、再度契約解除の申し入れを行い、これまで誠意を持って協議を続けてまいったところでありますが、いずれも承諾は得られないまま、売買契約に基づく所有権移転を求めた訴訟が起こされたところであります。

2点目につきましては、2月18日に塚原財産管理組合役員会におきまして、県の外郭団体である財団法人森林ネットおおいたによる買収斡旋があったことで、市として塚原の景観保全や地域住民の融和、そして入会権者の皆さんの思いの実現など、総合的に判断した結果、契約解除の申し入れをすることについて説明をいたしました。

次に3点目につきましては、裁判で争うことも含めまして、顧問弁護士等と十分相談、協議をいたしました。売買契約は法的にも正当に締結されたものでございまして、法廷で争うことではないと判断をいたしました。争うとなれば結審までにかかなりの期間がかかることが予想され、ファンド社からはその間を含む損害賠償請求等、新たな訴訟が起こされる可能性があると思定をしたところでございます。

4点目ですが、訴訟において認諾はいたしましたが、ファンド社が全共跡地での事業を撤退した場合は、県の斡旋により森林ネットおおいたが買収をしていただくことは、県に確認をしております。

5点目につきましては、売買代金の納付が確認された後、速やかにお支払いをしたいと考えているところであります。

以上で、私からの答弁を終わりますが、他の質問につきましては教育長より答弁いたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 14番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

全国学力テストの結果の公表について、まず、由布市教育委員会として県教委の公表には同意するののかということですが、市教委としては、県教委が独自の基準を満たした学校名を公表する方針に同意することとしました。理由は、県教委が学校別の平均正答率を明らかにしないと決めたこと、また基準を満たした学校の取り組み事例が紹介されるので、好事例を共有することで学力向上につなげたいという思いからです。ただし、当該学年の児童生徒数が5人未満の極小規模校の学校名公表には同意していません。

教育委員会での議論につきましては、4月に県の学力定着状況調査の不正事件がありましたので、当初は全国学力テストの結果における学校名の公表についても慎重に取り扱うべきだと意見がありましたが、県内他市の動向等も勘案し、県教委がホームページ上で行う調査結果の公表について協議検討を重ねた結果、成果を上げている学校の取り組みを参考に自校の取り組みの検証、改善を進めること等の意義を再確認し、大分県全体の結果及び分析結果、改善方策として、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果、取り組みを公表するという基本方針を尊重することとしました。

なお、非公開となる極小規模の小学校は、県教委の基準で全国学力テストを受ける小学校6年生の児童数が5人未満ということで、平成26年度における由布市内で該当する小学校は4校、大津留小、阿蘇野小、湯平小、塚原小となっています。

中学において極小規模校の県教委基準は、全国学力テストにおける中学校第3学年の生徒数が5人未満となっていますので、由布市内の該当する中学校はございません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 再質問に入らせていただきます。

9月3日の新聞報道では、私2紙とっておりますけれども、合同のほうでは表になって出ておまして、朝日のほうは表ではなく文章でその結果を捉えておりますけれども、朝日の部分で、全体の分布と竹田と玖珠は小中学校ともに全教科で全国の平均正答率を超え、一方、由布市は小中学校とも、全国の平均正答率を全教科で下回ったというところ、先ほどの同僚議員もどのように市民が感じたのだろうかということを懸念なさっておりましたけれども、実際、結果としてこういうことになったということは極めて残念ではあります。

しかし、これを糧にして、逆に指導に当たる1つの契機がここで出来上がるのではないかと思いますので、逆の形で1つの励み材料、発奮材料として活用するのが今後の姿勢としては望まれるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺り、教育長、どういうふうにお考えですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

御指摘のように、由布市全体の教育活動が学力テストの結果であるような状態っていうことは非常に残念であるし、私の立場として申しわけない気持ちでいっぱいです。

この実態とそれからその課題、そしてこれを解決するため方向性をどう組んでいくかということでお話をしたいと思いますが、由布市独自で考えたときには、点数そのものは上がっているんですが、上がり方が、他市町村と比べると上がり方が少ないというのが実態です。

御指摘のように竹田市、玖珠町において、どんな形で対策を練ってきたのかということも、つぶさに先進地に学ぶという姿勢の中で進めているわけですが、この解決のために由布市として学力向上プランを作成して、学期ごとに力点を置きながら教育活動を進めていくということを継続したいと思ってますし、それを徹底すると。一人一人の教職員がその気になって頑張っていくというのが基本ですから、その辺が大事だと思うし、一番足りなかったところは3学期で、いろんな小テストの結果、自校の課題を分析して、そして次の授業の工夫改善につなげていくという、その辺がやっぱり押えが足りないということが指摘をしているところです。その面で市全体上げて、方針をさらに徹底をしてまいりたいと思います。

25年度の学力テストの小学校の算数がA、Aというのは基礎、基本の部分ですが、それが、由布市では81.3とりました。81.3です。これは、全国の1位が秋田県で82.8です。そして、2位は何県かわかりませんが81.6です。そして由布市が第3位にランクされたんです。小学校算数のAです。この点数がこのように上がったって言うのは何かっていうと、挾間、庄内、湯布院の3ブロックに戦略加配教諭というのを配置をいたしまして、そして、算数の授業を市の指導主事等を交えて真剣、研究をしながら、それぞれ3ブロックで公開授業をやりました。それに参加した先生方がそれぞれ各学校に戻って、このような授業をやればいいんだという自信でやった結果だと思っています。

今、ことしからは国語にそれを向けて研究を進めているところです。授業そのものをより有効な手立てとして実践していけば、絶対、由布市は力がない、生徒や先生方に力がないということは絶対ないわけですから、今御指摘のようにここからスタートするんだという思いを込めてがんばっていきたいと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。合同の報道の中に、全国で2万人受けたんだけど、県教委が独自に集計した大分県の総合順位は、小学校6年が過去最高の全国16位、九州内では1位、中学校3年は低迷が続いて、全国35位、九州内で4位だったというふうにメモが入っておるんですけども。

実際、統計とか調査とかいうものは、平均というもので表しやすいんですけども、高得点を

取った者が何割程度なのか、何%なのかとか、これはちょっとおくれ過ぎだなという低得点の者がどのくらいいるのかというところにこそ、課題を見出して、そこを是正していくという姿勢が必要だと思います。その辺りのデータの公表はありませんので、そこは教育長みずから県に要請してそのデータは獲得できると思います。

それを生かした具体的な由布市なりの、由布市独自の教育のポイントをどう設定するかという研究を教育委員会としてもやっていただきたいと思います。これは効果を呼ぶのかどうなるのか、それは求めません。姿勢としてやっていけばいつか花が咲くというふうに、先ほど教育長の答弁に、みんなで研究しながら一生懸命やれば、いつか結果が伴うという姿勢は忘れずにやっていただきたいと要望して、再質問はここで終わります。

あと、ふるさと納税に対するプレゼントですけれども、重ねて寄附をして下さった方にはある程度のプレゼントなんかがあったようでございますけれども、それを世間に広めるような手はずを整えて、由布市に、実際に控除だけを狙って、どうせ税金で持っていられるんなら寄附したほうがよっぽどいいんだという気持ちを持ってらっしゃる方がすごく多いので、その方たちを由布市という魅力ある自治体に獲得する手として構想が必要だと思いますけれども、今後どのようなスケジュール、計画でやっていくんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。この条例につきましては、6年前に庁舎内の関係課を集めて検討委員会をつくりまして、議論を行った末につくった寄附金条例でございまして、もちろん目的の趣旨はそのときの時代といいますか、つくった目的の趣旨をそのまま生かした形で、ふるさとへの思いや由布市のまちづくりに共感を持っていただく人たちに寄附をいただくということで、最終的にその目的を持って条例を策定したわけでございますけれども。議員おっしゃるように、1年間にいろんな形でそのPRを行ってましても、今ネットでPRしたりというふうなことも非常に有効な手段だろうというふうに思っていますので、それはそれでインターネット等でもやってるんですけれども、さらにそういったこともPRとしてやっていきたいし、実際、福岡、東京あたりで年に1回そういった市町村が集まってPRするような場もございますので、そういった検討もしていきたいなというふうに今、思っているところでございます。

状況としては、そういったPR活動をさらに進めていきたいというふうなことは、現状思っているところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そのPRが非常に大事だと思います。常に、声を出して言えば、あっそうか由布市に、今まで違うところに出していた人が由布市にというようになってくれば

もつけの幸い。動くことこそ効果を生むと思いますので、前向きな取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

ついで、塚原の全共跡地のほうに移ります。広島の高雨に見ますように、今、局地的な豪雨で土砂災害というのは本当に日常と言ってはおかしいんですけれども、過去に比べて極めて発生件数が多くなっております。温暖化によるものなんでしょうけれども、この塚原の土地に関しましても、そういう危険性をはらんでいるというのはもう何回も話題に上ったところでございます。

議長のご許可を得て、資料としてまず最初に航空写真でお話をしたいんですけれども、この写真の上方右側のほうです。真ん中から左下に向かって大分道が走っております。県道616が天間のほうから左下に向かって、途中で高速の下をトンネルでくぐって反対側に出て湯布院、塚原の集落へと向かうんですけれども。

この航空写真で明らかのように、今回の入会対象地は、薄く、黒くなったりして団地の造成地みたいになようになっておりますけれども、確かにこれは全共のときに、共進会のときにひな壇をつくりましたから、その形のまま残って、植栽とか道とか通路とかによって、こういう形状になって、余り手を入れなくてもソーラーパネルをどんどん、どんどん、水準のあるところにどんどん設置できるようになってますから、そんなに造成費用がかかるような土地じゃないわけです。

ところが、右手のほうにちょっと黒い、濃い所の真ん中あたりに谷が流れておりまして、そこに砂防が、本体が5本入っているんです。これ、今満杯です。これがかつて協議のときにここからの土砂は危ないという指摘、お辞めになった佐藤正議員もここは極めて危ないぞというふうな指摘をなさったことを、私も覚えております。

これが616号県道のところに四角く、小さな四角で囲っておると思うんですが、ここが調整池、沈砂池、砂を貯めて調整して、排水前の水貯めになる計画でございますけれども、とてもじゃないけども追いつかないというのが佐藤議員の説明でございました。

私もも行ってみました。どのぐらいの広さで、どのぐらいの容量があれば、土砂を、このゲリラ豪雨が激しくなってきた土砂を受けとめて、しっかりと災害を防ぐことができるんだろうと思いましたが、やはりこれは大雨になったら大事だなということだけで、大変不安になるところでございます。

したがって、ここの調整池と沈砂池が極めて重要なものになるということですが、ここから排水をしていく許認可権は県が持っていると思うんですけれども、この許認可は県でよろしいんですか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。下の県道が県の管理ですので、その申請は県に必要かと思っております。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） となると、全体設計をしてこれからというときに、最後の許認可を得られない場合には、この計画自体が進んでいかないことにもなりかねないことになります。また、県が森林ネットを対象にして、相手にして、この土地を購入してもいいんだというふうな構想がありますけれども、これが地図の下のほうにありますジグザグの部分です。

ここはもう既に九電や大分銀行やネクスコ西日本などが植林をしております。まだちっちゃいから、下草刈りをしているような色がしているところがそうです。これからもまだ森林ネットで植栽を続けていくというふうに計画しております。

それに左下隅です。由布岳パーキングエリア、ここがまた、来年着工してスマートインターができて、別府湾のスマートインターとは違って、上下線とも上り下りとも、双方向のインターチェンジができるということになりますと、将来の可能性としても、極めて魅力ある地域づくりが可能な土地になってくるという想定ができるわけです。

そのときにも、今のまま、ソーラーのところは、これは駐車場とかにもしてもいいんですけども、排水の心配もすることなく、そして怖い鉄砲水なんかがトンネルを抜けてこの下の集落、中釣と書いている、川向地区になりますけれども、そこに土砂を鉄砲水で落とすような、そんな事態も避けられると思うんで、私、森林ネットの話が来たときに、本当市長はすごい運のいい人だなと。県も出してくれる、そっちに移って構想をかえていく、またそれを決断なさって契約の解除を申し入れる、極めて英断であるというふうにあのときは思いました。

しかし、冒頭申し上げましたように、提訴がありまして、それを諦めるということでしたけども、基本的スタンスはもう何度も市長仰っていましたけれども、認諾はするんだが、ソーラーの建設に対しては積極的な協力はしないという言葉を書きましたけども、いまだにそのお気持ちは変わっていないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのとおりであります。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 希望が持てる言葉でございます。今の状況で、ファンドがどのように対応してくるのかまだ読めませんが、ちょっと心配になる点もございます。次のページでございますけれども、何で着工にいたらないのかなと思っていたんですけれども、この一番上ですね、私有地売却要請書が、いわゆる入会権者全員の同意をあらわすものだというふうな取り扱いをされていると思うんですけれども、その点、それでよろしいですか、契約管理。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（衛藤 公治君） 契約管理課長です。お答えいたします。

そういうふうに思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうなると、次のページの資料2でございます。真ん中あたりに線がいっぱい引かれておりますけれども、入会権と地方自治法との関連でございますけれども、廃止、あるいは変更をする場合の手続きをする場合、市町村有地の入会権も私権たる入会権であるから、その廃止変更には必ず当該入会団体の意志、すなわち全権利者の同意によらなければならない。しかし、この場合、入会権者と地盤所有者とは別個であり、入会権者の意志のみでは変更、廃止の効力を生じない。土地所有者の同意を必要とする。

その土地所有者たる市町村の同意、意思決定は、単にその長の裁量だけでなく議会の議決を必要とするということを根拠に、我が議会が議決をしたというふうに思います。

しかし、この私有地売却要請書は要請書でありまして、同意書というふうに理解するには無理があると思うんです。全権利者が同意をしているということが必要であるにもかかわらず、売却は要請する、そして組合員の総意として売却を要請するというふうに、本文では記載されております。

総意というのは全員の意志を確認する術として、全員、全権利者の同意ではありませんね。明確に反対意見を述べていらっしゃる組合員の方もございます。したがって、この総意というのは、多数の方が多数決の形で多数の方がそれを是認したというようなことになるんだと、私は理解するんです。全入会権者の同意というものはないんじゃないかと、そういう理解の仕方、それは否定なさいますか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。お答えします。

市としましては、この売買についての要請書の中に、同じく入会権を放棄するということで、組合の総意として入会権は放棄するということで、これで全員の入会権者の放棄に当たるという解釈で売買契約までいったということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） その根拠を今、否定する材料として御提示申し上げたんですけれども、全権利者が同意することになると、全ですから、やはり各人が署名、捺印というのが当然の書類の様式になると思うんです。それがなくてこのワンペーパーで、それも日付が24年の11月20日ですから、まだファンドが買い手として決まる前です。この段階で既に売り先もわからないのに組合として総意を持って、多数決ですけども、売却要請を出すというのは、何か無理を感じます。

契約自体、契約書に添付されたこの書類だけでやろうとしても、無理が発生するということが

あります。これはまた反対している方が、それをどのように理解して、どのように行動するのか、今後の展開にもなるんでしょうけれども。このような形で動いたことを、さきの初日の監査意見ですね、監査さんがプロポーザルで開始早々の段階から重大な行為を、法令順守の最たる内容を持たなければいけない契約内容がずさんであったと、市の不利益な点が多々確認されたということになっております。

このプロポーザルに関しては、さきの議会でそれ自体指摘を受けて、無効だと、無効になるんじゃないかという指摘を同僚議員になさったんですけれども、その時点で契約履行は不可能になったというふうな対処、行えたんじゃないかと思うんですけども、なぜしなかったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 済みません、この時点と言うのはどの時点ということでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 24年の11月20日ですか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。

この塚原財産管理組合の全共の跡地につきましては、かねてから申し上げてきたとおりであります。平成4年の全共開催以後、20年間そのまま放置されてきたと。そして、合併前については管理料ということで、町のほうから管理料が支払われたというふうにお聞きをしておりますが、合併以後についてはその支払いはしないということで、その当時からこの土地の処分について、売却をしてほしいということはずっとあってたというふう聞いております。

平成19年に1度プロポーザルで公募しているんですが、その時点では応募はございませんでした。

その後、東日本大震災を受けまして、国の固定価格買取制度等の影響もあるでしょう。事業参入をされるという業者が全国的にふえてまいりました。その中で買い取りの申し出があり、この土地が市として処分できるだろうかという問い合わせもございました。その中で、当然のことながら入会権者の方の合意がないと、そのことについては市としてはなかなか前に進めないで、その合意形成をして欲しいということは、当然そこがないとスタートできないということは、業者に対しても申し上げてきておりますし、それから一連の手続きを踏んでいただく中で、議会の議決を経て、契約にいたったというふうに理解をしております。

プロポーザルをなぜしたかということにつきましては、20ヘクタールある土地、その土地をもしまほかの用途に供するものもあるかないか、それから価格についても当然のことながら競争すべきものだというふうに思っておりますので、その事業内容も含めてやるという意味では、単なるお金だけの入札ということではなくって、展開される事業計画を含めてということで、プロ

ポーザルで実施をしてきたところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） このプロポーザルで指摘された、前回の議会で同僚議員がプロポーザルのやり方で業者の利便を図ると、そういうことを行った段階で、もうプロポーザルそのものの存在価値はないという指摘を行ったわけです。だから、その時点でこういう契約はできなくなったというふうにやって欲しかった。いいです、答えなくていいです。

ただ、そういうことがあっても計画は遂行していったわけです。やっていって、次の資料3にある、私が市長の英断に敬意を表したこの連絡が財産組合に届いたわけです。森林ネットによる買い取り斡旋があったから、市としては議決をいただいているけれども、業者にも信義に反するけれども、景観保全や地域の融和、そして入会権者の皆さんの思いの実現と、総合的に判断をした結果、契約解除を申し入れると。多くの経費をつぎ込んでいることから、大変厳しい状況ではあるが、契約解除に向けた協議を県とも相談の上、進めていくということで、今現在動いていると思います。

その姿勢が、先ほど市長に御確認いたしましたソーラーではなくて、そのソーラーの協力要請が来たら私は断ると、協力しないという姿勢がまだ残っているというところで安心していたんです。しかし、提訴が起きたということが、そもそも我々が今ここで問題視する状況を生み出している。

それに、監査の指摘によれば、契約書自体が非常にずさんであるという指摘もあります。確かに、私も12条、14条、15条、17、18、19条というところを見ますと、全部10年縛りなんですね。10年を過ぎれば指定用途に供することをしなくなってもいいんですね、12条で。14条では物件の売買や移転や地上権や質権などはしちゃならん、10年間はね。ちゅうことは10年過ぎたらやっていいんですね。15条はあろうことか風営法とか性風俗特殊営業などを目的とするものに所有権の移転はしちゃいけないけど、10年たったらいいんですね。17条も同様、18条も。全部しちゃいけないという縛りを10年でとるという契約内容は、これは十年一昔とは言いますけれども、極めて短いんですね。ですから、我々生きている間に、塚原をファンドクリエイションがソーラーにして、何せ1人の会社ですからいつ倒産をするかわからない。それで倒産をした後、10年後に何が起きるかと言ったら、売り払いが起きるんじゃないかという思いがします。そのときに現地に10年間有効である買い戻し条項はもう既に無効になっているわけですから、どうしても扱える状態になってしまっているんです。わずか10年でね。10年が長いという人いるかもしれない。しかし、私はわずか10年だと思うんです。

この考え方でいくと、何でもできるとなったときに、危険なことは今、高速を挟んで反対側は、中国資本が90ヘクタールのリックを買い占めているわけです。新たにこっちで20ヘクタール

がそういう状況で売り払われるようなことになったとき、想像を超える影響が出てくるような気がします。

それは危惧になるかもしれませんが、非常にそういうことをやりやすい状況になってもいい契約書になっているという指摘は、監査がきちんとおっしゃっているから、この辺は変えていかなければいけないと思いますけれども、もう既に契約ということになっていけば、あとこれに残された道は本当に契約の解除、ここに一転、進むしかないと思います。

ただその途中で、先ほど管理組合の入会権者さんたちに支払う金額の旨が、資料4です、臨時総会を開いて、契約管理課から説明があったのは70%の支払いでよければ、8月28日付で支払いができる。もしくは第2案、100%の支払い規模であれば支払い時期は明言できない。それをどうするかというときに、塚原の管理組合の皆さんはとんでもないということで、これを拒否なさっている。

確かに、きちんとした支払いの裏打ちもないのにこういう支払いが行われるというのは、これは立てかえ払いで、市の公金を使っただけの支払いになるわけですから、やっちゃいけないことをまた重ねるようになるんじゃないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

管理組合から再三、支払いについてなるべく早い時期にという要請を、ここもう半年以上前からずっといただいております。それで予算的には予算化はされております、支払いはですね。議会の議決をいただいて、昨年度予算で組んで、繰り越し措置をとっております。

そういった中で、支払いについては原則、入金があった後の支払いというのが原則ですけども、そういった状況、今までの経過、そういったものを総合的に勘案して、100%の支払いは到底無理ですけども、70%であれば支払いが可能ではないかということで、組合と相談をしたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 相談ではなくて、70%でよければ8月28日付で支払いができるというわけですから。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） これは、管理組合の次第です。うちは70%であれば8月28日、8月中にということでしたので、支払いが可能であるということで説明を申し上げております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 実は、その当該業者が40円の売電価格で許認可を得たと。その許認可を実行しない限り、経産省からは認可の取り消しが来る期限があるはずですけども、

それはいつになるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） その辺は市では把握しておりません。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それはおかしいんじゃないんですか。これだけ伸びてきてたら、経産省の姿勢として、いつ認可の取り消しが来るのか。全国で早目に、42円のと時からたくさん計画が出てきて、認可だけは出しているんですけども、この認可は所有権が移転するか、あるいは工事を着工するかがなければ取り消されるはずですよ。そういう状況に今この土地は陥っているわけですから。その所有権一つの満足条件である所有権を移転するための手として、この7割でよければと、7割の段階、払って受け取った段階で所有権が移転するんでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） この7割の支払いというのは、管理組合に市が立てかえてお支払いをするということですので、これを払ったから所有権移転をするというものではございません。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それはどういう意味なんかわからんですけど。所有権はいつ移転するんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 所有権は、契約金額の1億4,000万円がファンドから支払われた時点で所有権移転を行います。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうすると訴状にあるように、それを払うと市は履行しない可能性があるから私は払わないというふうにファンドが訴状に記載していますね。それにはどう対応するんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） もう一度、済みません、質問の趣旨がちょっと理解できませんでした。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 訴状に、もし1億4,000万円払うとしても、市は契約を履行しない可能性があるから、そこを根拠に出さないんですよ。あるのかどうかもわからないんですよ、ファンドは、お金持っているんだから。ファンドというのは、お金を回していくらかの利潤をとりますから、自分のふところにお金を置いておくような性格の組織じゃないでしょう。回して回してお金をとる、上げていく、投資ファンドになるんですよ。その危険性ものすごく強

いです。そこは確認していないんですね。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） ちょっと質問の趣旨が理解できなくて申しわけないんですけども、市としては訴訟も、訴訟の内容はいろいろ書いてありますけれども、売買契約を履行してくださいという訴訟が請求要旨です。

ですから、それに対しては売買契約が正当なもので結ばれている以上、従わざるを得ないということ認諾をしたということです。

ですから、ファンド社からお金の入金があれば所有権移転をいたしますということをファンド社に伝えておるということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ちょっと待ってくださいね、今探しているんですけど。ちょっと長い訴状だから、マークをつけなかったんですけども。

信用できないから履行、お金を入れても履行しない可能性を指摘しているんですよ、訴状にね。それが原因でお金を振り込まない、出さないような状況になっている。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 私が、議員の解釈をこうではないかというのは大変失礼かと思えますけれども、ファンド社は訴訟を起こすに当たって、いわゆる訴訟を起こさずに入金をし、入金しても所有権移転を実行することが担保できないので、訴訟を起こしたというふうに、今議員がおっしゃられたことについては、私はそういうふうに解釈をしております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。原告らは何回か本件、土地売買契約を履行するための協議を被告に、市に申し入れたが、市は全くこれに応じようとしません。そのため原告が本件土地の残代金1億2,814万円なをを支払っても、被告はさまざまな理由をつけて、本件土地の所有権移転登記に応じない可能性が極めて高い。よってということで、第3の会計事情等に係る補足説明がまたずっと続いているんです。信頼関係はもう既に断ち切られているわけですよ。

ですから、この1件、既に先ほど、8月いっぱいでのこの許認可が取り消されるやもしれない状況でもあるし、ファンドは一切市を信じてないし、もう解除をどうやってするかの手法で臨み、そして強くいくしかないんじゃないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 今まで御説明いたしましたように、契約の解除については先方に玉は投げられていると、先方から申し出がない限り、裁判で認諾している以上、契約解除はできないものというふうに、こちらからはできないものというふうに解釈をしております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そこを外側から攻め込む手を、塚原の管理組合の入会権者の方、そして由布市、県とが手を結んで、タッグを組んで対応すべき、そういう時期じゃないですかね。今ここの8月いっぱいまでまだ把握していないということですけども、許認可が経産省からどう扱われるのかを確認して、すぐにでも動いて、契約解除へと移っていく必然性を感じます。

せっかく地域の方が入会権、入会権者が今回70%の提示、100%になるといつになるかわからない、そういうお金は受け取れないというふうにきちんと判断して、しっかりと先を見つめてやり始めたわけですから、それに答えるのも市長の責任だと思います。

何が必要か、これはもう見えているでしょう。代金の受け取りを留保なされた塚原の方々には、市は敬意を持って対応しなければいけないと思います。ファンドから金を受け取らない、そこをきちんと共有して、そして県も力添えをいただいて、市が先頭を切ってこの1件を解除していく、その方向性がまだ私どもには伝わってこない。道はそれしかないと思います。市長が協力はしないんだということであれば、協力をする対象として森林ネットを挙げ、そしてそこに向かって、その実現に向かって塚原の人と市長、一緒になって頑張ってください。

それをお願いして、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、14番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時15分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、6番、廣末英徳君の質問を許します。廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 6番、廣末英徳でございます。ありがとうございます。久々の一般質問をさせていただきます。今、足ががたがたがた震えているところでございます。1年生の皆さんが手本を見せてくれとか、すごい期待というか嫌味というか、非常に複雑な気持ちで質問をさせていただきます。

今、暗いニュースばかりの中で、広島の人たちにも冒頭、議長を初め全員の皆さんで哀悼の意を表したわけですけども、昔よく言われていた、忘れたころやってくる災害、最近ではいつやってくるかわからない、すぐ来る。テレビ、新聞で見ていると、皆さん言うことは一つですね。この地に60年、70年きて住んだが、こういうことは初めてだと、そういう言葉をよく聞かれます。

台風は事前にわかります。わからないのが梅雨前線と申しましょうか、これが温暖低気圧以上の、昔、私もあまり海外には行ったことはないんですけども、何かこの湯布院に住んでいて、今晴れているのにいきなり1時間に10ミリ、20ミリというような豪雨がぼんと来て、ぼんと終わると。ここ南洋の島かなと、そういうように思うことがあります。

今回は、オンセンミズゴマツボと防災計画とか、そういう関係でお話をさせていただきますが、何せ新人ですので、やさしいお言葉で御回答いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、入らせていただきます。

まず、由布市天然記念物「オンセンミズゴマツボ」保護、増殖の活動の現状についてお尋ねします。

現在の金鱗湖周辺での生息数は、26年度の事業計画の進捗状況、里親募集の反応は、結果はどうであったのか、また教育委員会の保護対策と今後の計画及び環境教育について、また県、国指定の動向についてお伺いいたします。その他の希少生物保護で懸案となっている事項がありましたらお願いいたします。

2点目、由布市防災計画について、水防、消防とはどういうことなのか。水害対策は、どのようになっているのか。それに伴い、避難路の確保はできているかについてお尋ねをいたします。

3点目、由布市湯布院出張所建てかえの進捗状況、つまり消防署でございます。冬期対策はできているのか。湯布院はすごい寒冷地でございます。信号はすぐそばにあります。信号等による渋滞対策はできているのか。消防所の西側に、湯布院町の初代の岩男穎一さんの銅像がございます。これをどのように取り扱っていくのか。また、地元の説明会でどういう意見が出たのか、お聞かせください。

最後になりました4点目、湯布院幹部交番は現在の位置で機能しているのか。決して私は機能していないということを言っているわけじゃありません。なぜならば住民、交流者の安心・安全のサービスは行き届いているか、これをするということは、より一層の警察官の抑止力はできるんじゃないかということで質問をさせていただきます。

以上、4点について質問をさせていただきます。自席でお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、廣末英徳議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、由布市天然記念物オンセンミズゴマツボについての御質問にお答えをいたします。

1点目、金鱗湖周辺での生息数についてであります。約600から700個体が確認されるとの報告を受けております。また、生息環境についても、今年は雨が多いせいなのか、豊富な温水量に恵まれているとのことあります。

2点目の、26年度の事業計画進捗状況でございますが、議員御指摘のとおり、旧銀鱗湖跡地で野生復帰に向けた取り組みを行っているところでありますが、温泉の源泉井戸の周辺にコケ類が多くあるため、実験には大変苦慮しているとの報告を受けております。

これからも継続して、大分県貝類談話会の方々の協力と指導をいただきながら、野生復帰に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、3点目の、里親募集の反応についてでございますが、市報6月号に「オンセンミズゴマツボを守る会」の募集について掲載をいたしました。残念ながら応募者はありませんでした。今後については、里親の対象地区など応募条件について見直しを行うとともに、里親制度のPRを行いながら、再度募集を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の、その他の希少生物保護で懸案となっている事項についてでございますが、合併以降、由布市全域を対象とした生物の調査を行っておりませんので、詳しい状況を把握しておりません。ただ、今年度より、大分生物談話会の方々が3カ年をかけて、湯布院地域の希少生物の生息、生育調査を行うと聞いております。

調査終了後に、具体的な状況が判明するものと思いますので、調査結果を踏まえた上で、挾間・庄内地域を含めたところで対策を検討してまいりたいと思います。

次に、地域防災計画についてでございます。

由布市では、災害対策基本法に基づきまして、市内の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と市民の福祉の確保に万全を期することを目的に由布市地域防災計画を策定をしております。

水害対策につきましては、地域防災計画に基づいて対策を講じてまいります。避難経路につきましては、安全に通行できる経路を数路線、あらかじめ自分たちで決めておいて欲しいと考えております。

次に、湯布院出張所庁舎建設の進捗状況についてでございますが、現在の既存庁舎の隣に建設をいたします。既に地質調査は終了してございまして、建築の実設計に着手しているところでございます。

次に、湯布院幹部交番は現在の場所で機能しているのかとの御質問でございますが、湯布院幹部交番は県道別府湯布院線沿いで、比較的まちの中心部近郊に位置しております。湯布院地域の中心部のみならず、中心部以外の地域全体にも迅速に対応できる場所にあり、現幹部交番は十分機能していると考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。

他の質問は教育長及び担当部長より答弁をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） それでは、6番、廣末英徳議員の御質問にお答えいたします。

ふるさとの歴史と自然、文化は次世代に伝えていくべき大切な財産です。その保護や活用は地域全体で取り組んでいくべきものだと考えています。

オンセンミズゴマツボにつきましては、文化財保護の観点から、昨年8月30日に市の天然記念物として指定されました。教育委員会といたしましては、本種の文化財的価値はその希少性や重要性を鑑み、国指定水準であると捉えており、現在、県指定の申請を行っているところです。県としても三十数年ぶりの動物の天然記念物申請ということもあり、全面的な支援を得ておると思います。

今後の流れといたしましては、本年10月に県文化課が調査委員会を設置する予定となっております、その調査結果を踏まえて承認される見込みであると思っております。

次に、環境教育についてのお答えをいたします。

一例を挙げますと、塚原小学校では「身近な生き物を調べ、生物を愛護する態度を育てる」という観点から、1学期に理科・環境学習の関連授業として、3年生から6年生を対象に、地元湯布院に生息する天然記念物を教材として取り上げることにより、愛護する心や態度を育てることを計画し、オンセンミズゴマツボについて学習をしました。

授業では、市の環境課職員からその特徴や生息状況を学び、小さな生き物が生き延びていくにはどうしていくことが必要なのか、自分たちにも何ができるか等を学びました。

今後、地元の希少野生動植物であり、市の天然記念物であるオンセンミズゴマツボを広め、理科、総合学習との関連の中で、環境教育の一環として、また地元を愛する心を育てるため、子どもたちの身近な地域素材として教材化していくとよいと考えています。

次に、本種の保護対策についてですが、第一の目的は現状での保存であります。その実現には、地域住民の協力、保護意識の啓発と高揚が必要不可欠であり、この啓発こそが最も有効な保護対策であると考えます。

現在、文化財を活用した情操教育の一環として、歴史民俗資料館事業「ふるさと文化探検隊」を行っておりますが、この事業の中で、3年前からオンセンミズゴマツボを取り上げております。

また、放課後子ども教室やゆふの寺子屋、学校支援等で環境課と協働で啓発・活用してきたところです。今後もあらゆる機会を通じ、ふるさと自然環境、そして文化を守り育てていく意識の啓発と高揚を図っていききたいと思います。

由布市の学校教育の一つの目玉は、環境教育の重要性だと思っております。子どものときから身近な問題で、自分がどう環境を保護していくか、地球が危ないぞと、病気になっているぞという意識を持つことによって、自分たちができることからやっているわけで、各学校が取り組んでいます。

大体節電、節水、美化運動、そして環境週間には講演会等を招きながら自分ができることをやっていると。そしてそれが家庭で広まるような環境教育が広がることを考えていますが、オンセ
ンミズゴマツボ、これを取り上げていただいたというのは、非常に意義があることで、ありがた
いことだと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 消防長です。廣末議員の御質問にお答えいたします。

まず、湯布院出張所の冬期対策についてでございますが、車両につきましては、車庫前をシャ
ッターにし、消防車はエンジンの保護のためオイルパンヒーターで冬場は暖めております。

次に、渋滞対策についてですが、庁舎の前に信号機があり、信号が赤のとき、または行楽シー
ズン時には渋滞が予想されます。現に渋滞しております。今後、車庫前には緊急車両がスムーズ
に出られるように、ゼブラゾーンの設置を考えております。

次に、初代町長の銅像の件で地元説明会での意見はとのことですが、平成25年2月、自治委
員会で説明、平成26年5月に近隣地区、乙丸1、新町1の皆さんに湯布院出張所の建設につい
て説明いたしました。説明会では特に移転についての御意見は出ませんでした。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） それでは、この席で再質問をさせていただきます。

浏览議員のまねをしまして、いじめられましたので、私もそのとおりにさせていただきます。

それでは、再質問をさせていただきます。由布市地域防災計画、平成20年8月、由布市防災
会議が策定したと思われ。この皆さん、私勝手にレッドブックと呼んでいますけれども、こ
れをちょっと調査、研究というか、大げさに申し上げますけれども、最初から目を通しました。

ここで気がついたのが、水防っていうのがうたわわれているのに気が付きました。水防、消防と
いう意味で質問をさせていただきましたが、特に水防の水害対策と避難路に再質問をさせていた
だきます。

防災安全課長にお尋ねします。水防とは国交省と、当然消防とは総務省、消防庁、そういう所
管庁はそれでよろしいですか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。

議員御指摘のとおり、水防につきまして所管庁、国の所管庁ですけれども、それは国土交通省
でございます。それから、地域防災計画につきましては総務省でございます。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） この5ページを見ますと、由布市の地域防災計画、私の通称レッドブックですけれども、市長の冒頭の話にありました市民の生命、身体及び財産を災害から保護すると、こう大きくうたっているわけですけれども、ここに開いてみますと、市民の生命より財産の安全を確保するための災害予防対策の推進と、災害に強いまちづくり、災害に強い人づくり、迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置と、そういうことをうたわれていますが、まず課長にお尋ねします。各振興局って言うんですか、各庄内庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎に万が一のために非常用装備品を置いていると思うんですけども、私もちょっと資料を取り寄せましたが、その件についてお尋ねします。課長もちょっと見てくださいと言ったら、気がついたと思われんですけど、22番目、この件はちょっと説明をしていただけますか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

議員に提供いたしました由布市非常用備蓄品一覧表の22番目は、救助用ボート2艇となっております。この救助用ボートにつきましては、湯布院庁舎の備蓄倉庫に備蓄しておるところでございます。ほかの挾間、庄内には備蓄していないということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） そこなんです。挾間、庄内の方には失礼ですけども、船がありません。なぜならばここですよ。それで、議長の許可をいただきまして、皆さんに配付させていただきました。洪水ハザードマップ、私が勝手にちょっと、市長、消防長、各部課長、見ていただけますか。橋を中心に、城橋見えるでしょうか。社会福祉協議会があるところですよ。これをA地点、それから、御幸橋、この周辺をB地点、わかりやすくそういうふうには書かせていただきました。宮川水域、特に上流ですね。それから八山橋、D地点、これを持っている方はわかるかもしれませんが、色が出てないと思うんですけども、ここにあります。水深50センチ、それから50センチから1メートル、水深1メートルから2メートル、2メートルから5メートルと色分けをしております。

そういう意味で、これが提示されているということは、この近辺の人たちはちょっと警報が出るだけでもう不安で不安でたまりませんと。

私もこないだ話しました、19年の9月4日の日に渕野議員の知り合いの家の方を私引っ張り出したことを覚えております。この高台なのに包括センターですね、この城橋の付近です。これ色がついてないんですが、なぜ出るか。この大分川の水がぎりぎりまで増水するものですから、支流がその濁流してダムになると、支流が流れないと。それと、高いところの水は上から流れるから流れるけど、そういうことなんです。

それで、この湯布院の振興局に置いています、湯布院庁舎に置いていますボートが2艇あると。

そういうことなんですけども、特にまたそれについて、特にB地点の御幸橋についてちょっとお伺いします、建設課長に。建設課長にこのあいだお尋ねしましたら、もう土石・堆積流って言うんですか、でいいですかね。が、川にまだ全部とってないんですよ。これ図面見ると、城橋の下流、ここに興禅院というお寺があるんですけど、そこまでしかとってないんですよ。30センチぐらいしかも水と下の底が30センチぐらいしかありません。もう一つ資料を、前回来たときに使わせていただきました、ちょっとわかりますかね。今、こういう状況なんです。全然こことってないんですよ。これをもう少し、これは多分県の事業だと思うんですけど、掘り下げているだけなのか。建設課長にお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） 建設課長です。お答えいたします。

この大分川は県の管理河川でございます。河床掘削ができるかどうかについては、私どもではちょっとわかりませんので、県の河川課のほうに問い合わせをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） ということは、私が県に行ってお尋ねをしてください。課長は何もしませんちゅうことですか。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（平松 康典君） 議会終了後、直ちに県に赴いて調査をしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 課長、立派な課長でございます。どうか地域の方にお願ひします。

なぜ私がそれを聞くかと言うと、この地図をもう一度見ていただけますか。御幸橋、つまり山水館の裏側ぐらいです、あれが、あの橋がダムになりそうなんです。右岸のほうの旅館、住宅が水につきりそうです。もうぎりぎりです。その下の、鉄橋がある下の今度左岸側、小林議員がよく御存じなんですけども、車で出れません。そうですね、議員。もうしょっちゅうつかっています。

それを、左岸の道路を避難道として、車ぐらい通れる簡単な道路でいいから通させてもらえないか。ましてやC地点の宮川、宮川一方通行で出る道がありません。これ地図を見ると由布院小学校って書いてますけど、これから入る進入路と出口が一緒です。これから逃げる道路がないんですよ。うまくいけば上に上がるしかないんですよ。線路のほうに、図面がありますよね、久大線の線路ですが。これ一瞬遅れたら逃げることはできません。もう2階に上がるしかないんですよ。

それでさっき説明した色の濃いところがここなんです。この高台に5メートル近くも、2階ま

で水が入ることなんです。

2艇ある救助、そのとき19年の9月4日の日ですか、そのときに避難してきたんです。この人が乙丸まで。そういう実態です。

市長によれば、市長答弁の中によればちょっと寂しかったんですけど、非常に。地域の人とその避難路を見つけてくれと。

そこで、防災安全課長に聞きます。自助、女性の次女じゃありません。自分の助ですね。共助、公助。自助は大体自分で自分の身を守れと、共助というのは近くの人の隣保班とか周りの人とお互い助け合おうと、公助ということはどういうことかについてお尋ねいたします。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

公助とは市役所や消防、警察による救助活動や支援活動の提供でございまして、公的支援のことを意味しております。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 去る30日、あれは市長、南海トラフを想定した地震災害の訓練だったと思うんですが、そうですかね。16団体4自治区が参加して、私初めて見ました。それは水災害じゃないんですけども、そういう意味の公助ということですか。課長、30日の訓練のことを、公助ですか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

この訓練は、まさに議員御指摘のように、公的機関が連携いたしまして、もちろん地域の住民の皆さんもでございましたが、災害が一たん発生、または発生しそうな場合に、いかに行動するかという意識、それぞれの機関の連携と住民の皆さん、私たちがそうですけども、意識啓発を目的として行われました。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） ちょっと時間が迫ってきましたんで、早目に行かせていただきます。

ところで、一番聞きたいのが、地域振興局課長、お尋ねいたします。課長、先般ちょっと御相談申し上げたときに、避難路としての、特に宮川水域ですよね。1本しかない。課長のアイデアとして何かこうお力をいただくようなお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（加藤 裕三君） お答えいたします。

先般、廣末議員から御相談を受けたということで、宮川の、通称銀鱗湖と言いますが、その地

域は以前から水害で悩まされてきた地区というのは、我々も十分周知をしております。

一つ大切なことは、やはりそういった事態になる前に、我々が自治委員さんや地元消防団を通じて、早く水が上がる前に避難していただくことが一番の方策だというふうに、今は考えておりますし、先般川土手の利用ということも検討をしてみたんですが、やはり天井川、原形を見ますと要するに天井川の形状があつて、水があふれた状態で堤防を避難させることが、果たして人命が、要するに決壊とかそういった恐れがあるところを避難路として使えるかどうかという検討は、今後必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 当然、大水が出て避難するって車は動かないわけですから、歩いてはいけないんですから、当然その状況の判断がありますけど、初期のときの判断としては、ぜひ検討も今後していただきたいなど。今多分ネットで見ている地域の人たち、八山の人たちも、もう警報が出るたびに床を上げて、もう床は年だから上げきらなくなったから、床って言いましょうか、畳をもう上げることでできませんでした。今何て言うんですか、フローリングとか何か言うんですか、そういう形に変えております。

もっと言うと、もう本当は移りたいんだと。精神的にもまいってしまっていますと。また、そういう特に防災安全課はソフトの分だと思えますし、振興局もそうだと思いますので、そういう方の今、A地点からC地点、八山まで入れまして、またどういう方がここをやるということを御報告しますので、皆さんで協議して、フォローしていただきたいなど。

また、これちょっと時間の都合とかがありますのでこれで終わりますけど、次の消防に移らせていただきます。消防の建てかえです。一番大事な湯布院零下5度とか10度になります。水道が、水道水が凍結するのは当たり前で、消防庁舎が、あそこ私よく通って見るんですけども、よく水で車洗ったり道路を洗ったりしております。そのときに、私は普通の消防所は出てくるときと通路が随分あると思うんです。あそこは正面すぐそばですね。

署長、消防長。（発言する者あり）だからいつも凍って大変だろうということです。で、そばが近いと。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 消防長です。議員の指摘のとおり、今の段階は前の県道と庁舎、車庫前は非常に狭うございます。それで、出動した後、帰所したときに車両を洗ったりしたときにどうしても水を使います。そして、そこで、冬の間、湯布院は、挟間もそうなんですけど、湯布院は特に気温が低いのですぐに凍ってしまいます。それで、当然我々職員も危険ですけど、あそこ前を歩く歩行者も、凍って、そこで滑ったりとかいうのはまます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） そのときに、大久保課長、電熱器みたいな道路にこうするのはないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大久保篤君） 消防本部総務課長です。

あるといいんですけども、光熱費等を考えるとちょっと無理ではないかと思います。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 本当の話をしないと、多分あそこがもう凍ってつるつるですね。

ましてや北側です。東側が岩男病院と、そうですね。当然信号機がありますので、懸念しちよるのが、ましてや手信号の4差路と、昔の川の端の土手でああいう高さができていると思うんです。だから、非常に昇り降りがまた東西、北側と南としましょう、道路が、市道のほうが、県道じゃなく、非常に幅が狭くて横断が大変だと思うんですよね、あそこ。

5月の連休、夏休み、いつも渋滞ですよ。救急車が、今私が耳にするのに1日2回も3回も出動していますよね。そういうときの対策とかどういふふうな形をとられるのか。ましてやその建てたときに空間動、71名の、当然職員が増えたわけですけども、その方たちが、あなたたちの職務に、湯布院出張所に人数がふえるとは限らないと思うんです。現実にそうですね。総合的な話をして、そういう話をしながら建設に携わったのかについてお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大久保篤君） 消防本部総務課長です。廣末議員にお答えします。

現在、消防庁舎をする県道との境ですけども、実施設計に入っているところでございますが、幅が歩道で2.5メートル今度とられます。その計画が県から出ております。

それから、その後、庁舎までの幅が6メートルございます。今の既存の庁舎と比べれば1メートルぐらいは広いのではないかと考えております。

それから、職員の件ですけども、今度6名定数枠を多く、職員の増員をお願いしておりますけれども、それはデジタル無線ができますので、その通信司令員で6名の増員をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 余り時間をとり過ぎて申しわけありません。大体またわからないことは聞きますので。

消防署はそれで、多分温泉がありますので、そういうのを利用したらどうかなと思います。ア

アイデアで、私個人的な話ですけど、そういうのも含めてまた行かせていただきますので、よろしくをお願いします。

簡単でいいです。初代町長の銅像。地元説明会でどういう意見が出たのかについて。振興局課長でいいです。お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院振興課長。

○湯布院地域振興課長（加藤 裕三君） 湯布院地域振興課長です。お答えをします。

私が伺っているのは、地元の説明会の段階では特に岩男穎一初代町長の銅像については意見がなかったということでした。たまたま県道の歩道を建設するに当たって、2.5メートルセットバックをしなくちゃいけないということがありまして、いずれにしても初代町長の銅像がかかってしまうという、建設するのにですね。

そして、今回、私ども補正予算で計上させていただきましたが、隣接する空き地が、たまたま隣の敷地が約170平米ほどございますので、そちらに移設ができないかということで、今回用地費を計上させていただいております。岩男穎一初代町長の銅像を移転するための、その辺については一応周辺の方々、並びに岩男穎一さんの長男であります眞治さんを含めて、岩男病院を含めて全ての方にお話をしているところであります。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 岩男家からの了承を受けたと。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですか、それは大変お疲れさまでした。それがちょっと消防署が広がるからいいですよ。多少なり予算がかかってもそれはしていただきたいと思います。

時間の関係でありまして、次に移らせていただきます。

湯布院交番は現在の位置で機能しているかですけども、今随分機能していると思うんですけど、市長の答弁の中に、私は何を言いたいかということは、長谷川議員もおっしゃっていましたが、変差路、あの辺に副市長、目が合いましたね。ミニ交番とかそういう形をとっていただきたいのが、一番便利でいいと言っていますが、湯布院町にとってもあれ郊外です。なぜならば、高さっていうんですか、海拔っていうんですか、高低差がありますので、お年寄りが行けません、歩いては、自転車では。私もまちの中に住んでいるんですけど、お年寄りがちょっと交番に行っておまわりさんに相談をしたいとか、そういう意味で言っているのが住民サービス、もしくは交流者のちょうどあの辺が変則5差路と言いまして、地図を持ってお客様来られるんですよ。あそこで悩んでいるんです。

だから、ミニ交番等があれば抑止力にもなり防犯カメラにもなり住民サービスにもなると。

市長、あそこ空き地が、空き家、廃屋があるんですけど、あの辺は市でちょっと買って、今400万人とか交流者がおるとい話もありましたが、それあわせませんですけども、そういうおもて

なしという心でミニ交番というお考えはあるか、もしよければ御意見を伺いたいんですけれども。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先般そういう話もお伺いしております。ただ、交番は管轄は県でありまして、県がどのように考えていくか、そして県がこれ必要と認めるかどうかということについては、県の判断になります。その声を出していくのは地元だと思いますから、その辺の兼ね合いは大事だと思います。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） ありがとうございます。もう市長おっしゃるとおりで、県管轄ですので、河川も県とか、何かあったら国とか、国に行けば県です、県に行けば市です、市に行けば県です。だからその辺がちょっと難しいところありますけど、これも住民パワーで自治会と相談しながら、ミニパトを入れたような警察官が常時でもなくてもよろしいと思います。

もしできるならば一つお願いがあります。あそこのパチンコ跡地で、湯布院出身のいいですかね。山水館から来た由布院駅に入るあのパチンコ屋のカーブ、左折する、あれ1メートル、2メートル下がることによって、市長、あそこのカーブでバスは、大型バスは回りきれません。振興局課長、あそこをしょっちゅう当たっていますよね。その辺ちょっと説明をしていただけますか。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（加藤 裕三君） 恐らく5差路の変則的なことと鳥居部分もございまして、やっぱり車両が5方向から入ってくるので、大型バスは非常に回りにくい状況は通常、理解はしております。それによって多少の操作ミス等でよくガードレール等が破損をされているように見受けられます。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 課長が言うとやさしくなるからあまり効果がありません。しょっちゅう当たっております。旧パチンコ屋前では、あそこ2メートルぐらい市に買っていただくだけでも、市長、副市長、目が合いましたので副市長、あそこのカーブを2メートルぐらい市有地買って、市に買っていただくような御相談はできないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 必要であればそれは検討することはやぶさかではないと思いますが、特に由布院の盆地内につきましては、景観計画とかそれから観光関連のそういったことを総合的に考えながらでない、あの今2メートルですか、ぐらいだけで何がどうできるのかとかいうことも、今のところ全くわかりませんので、そういう強い要望があつて、安全対策のために、これはもうぜひともということで、全体的なことを含めて、皆さんの合意があれば、それはやること

はやぶさかではないというふうに思います。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 一番いいことをいただきました。安全対策ならばと、副市長、また御相談に行かせていただきますので、よろしくをお願いします。

時間がありませんので、次に移らせていただきます。由布市天然記念物オンセンミズゴマツボと、ちょっと私が、議長、ちょっと失礼ですけど言っていただけですか。私たちの代表者、どうぞ。

○議長（工藤 安雄君） オンセンミズゴマツボ。

○議員（6番 廣末 英徳君） 100回ぐらい練習したそうでありがとうございます。これにつきまして、現在の600から800だったですかね。現在の金鱗湖周辺の生息入っていると。課長、環境課長、これ最初の発見した当時はどのぐらいで、今の現状と、これ600とか800とかどうやって調べるのかなと、私不思議でたまりません。簡単に、時間の都合がありますんで。

○議長（工藤 安雄君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） 環境課長です。お答えいたします。

発見当時は合併前、旧湯布院町時代でございますが、専門家の方が社会教育課のほうでなかったかと思いますが、そちらのほうにこういう貴重な貝がいるということで、手紙がまいておったようにあります。そのときの数が、今申しわけありません。ちょっと確かな数を記憶しておりません。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 600、800の個体と言いますが、そのときはふえていて考えていいんですか。現状維持していると、そういう意味ですね。お答えはいいです。

銀鱗湖付近でということで、あえて場所を指摘しないということは、いたずらや事故、事件にならないためにもそういう言葉が使われていると思うんですけども、野生復帰に向けた取り組みを行っている。実験は大変苦慮しているということは市長答弁でありました。

ところで、5月28日、市長もごらんになったと思うんですけど、これをちょっと皆さん見ていただけると、そうですね、皆さんいかにどのように思われますか。

おかげで去年市指定をしていただいて、今から教育長にお尋ねしますが、県に県指定をいただきたいのに、市長、ちょっと寂しいですね。これ屋根がついております。だから、豪華にして何とかすると、ものすごい価値としてはわかった場合、盗難とかなったら悪いので、環境課も考えていると思ってるんですけど、もう少し予算をいただいて、より一層の市長が、教育長が生きている間に、県と国の指定をいただけるような早い対処を。立派な人だったと、そういうふうと言われるように、課長、これ現実問題、今からだって増殖できます。答弁を。

○議長（工藤 安雄君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） お答えいたします。

増殖、そこで銀鱗湖跡地で野生復帰できるように試験を繰り返しているところであります。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 環境商工観光部長、同じ質問で。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長でございます。

貝類談話会の先生方に御指導を仰ぎながら増殖実験、増殖に向けた実験を行っておりますので、今後の動向を見ながら野生復帰に戻せるかどうかというのを調査検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 私が言いたいのはそれはもちろんですけども、市長に予算折衝し、以上の、前は100万円ぐらいだったちゅうから、今度は200万円ぐらいいただけるような形で折衝していただきたいと思っております。

ということで、里親のことに移りますけども、里親の人たちに何かの形でこの研究費用とか何とかをしないと、費用がかかるんじゃないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） お答えします。

必要な予算がどのぐらいかということが明確になりましたら、新年度予算等々に今予算を計上させていただきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） だから、里親をする前にもある程度予算を組んでしないと、私非常に難しいんじゃないかと、私も多少なればお役に立ちたいと思っているわけで、そういう場所、環境を持っていますんで、やりたいと思っております。

ぜひ市長の答弁のように、もう少しアピールをしてほしいと。よろしく願いいたします。

それから、あと10分しかありません。

私、教育長に、また教育委員会、環境課に対してお礼を言いたいです。由布市はちょっとつまづいたところもありました。市長がいつも言っているとおり後ろだけでなく、1歩でも半歩でも前に出ようと、こういうオンセンミズゴマツボ、オンセンミズゴマツボって、私言っていますが、先生はきょう素晴らしいお言葉をいただいたと思います。

子どもたちに、私、学力もうそれが一番です。体力も一番です。やっぱり環境、地域を大切にするって心ですね。そういう学校教育の中に取り入れていただいている。今たくさんメモをす

ることができませんでしたが、いろいろな子どもたちの子育ての中にも、子どものときからこのオンセンミズゴマツボ等を取り上げ、環境が一番だと、これが湯布院、由布市の宝だと、こういう今私たちに言ってももう本当難しいです。子どもたちのときからそれは当たり前温泉に感謝、水に感謝、全てに感謝できるような、こういう一つのポイントをつくっていただきました。こんなに早い、今までに、過去に例がないぐらい、昨年この市の指定をいただき、また教育長の答弁の中に県に申請書を出していると。県も動いてくださっていると、今市長も約束をしていただいて、もう少し環境整備、増殖に対して環境整備をしてくださるそうで、より励みになると思います。本当にありがとうございました。

ぜひ、県に、先ほども言いましたけれども、市長が、教育長が生きている間に国の指定にしていただきたいと思います。どうか今後ともまたよろしく願いいたします。

時間が来ましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、6番、廣末英徳君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時52分休憩

.....

午後2時04分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、8番、長谷川建策君の質問を許します。長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 皆さん、御苦勞でございます。8番、長谷川建策です。議長より発言の許可をいただきましたので、2項目について一般質問をさせていただきます。答弁の方はわかりやすく、簡潔にお答えください。

さて、由布院盆地では稲に実がいつぱいつき、こうべを垂れています。やがて、黄金色に輝くときが来ます。日照時間が不足して、何かいもち病がはやっていると新聞でも報道をされておりました。心配です。豊作を祈りたいと思います。

豊作のその反面、逆に広島市での局地的集中豪雨、本当にテレビを見ても涙が出ます。多くの死者が出ました。いまだに2名の方の不明のまま捜索が続いております。心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。そして、一日も早い復興を願います。

由布市においても、すぐ裏が山で崖が多いところがございます。治山治水の整備を整えて、点検をしながら災害に用意をしなければならないと思います。

あすは我が身です。日ごろの訓練と心構えで、いざというときに対応しなければならないと思

います。

また、今地方議員の不祥事が続いております。ゆうべもテレビで、ゴルフの景品に政務調査費を使って自転車を70万円方買った議員がおりましたが、そのほか兵庫県議の号泣議員、それからシャブを持って歩く議員、暴言、暴力、セクハラ議員、今議員も本当に資質を問われております。言動を見ております。特に、私も暴言と酒を飲んでの行動を慎まなければならないと思います。

同僚議員も身に覚えのある方は十分気を付けて、議員としての性格をしっかり市民のために頑張っていたらと思います。

また、先日、国では第2次安倍内閣の改造がありました。女性閣僚を5名登用し、実行実現内閣で、経済第一で、国民の付託に応じていくと総理が言っていました。

由布市議も、我々の議員団も3名の優秀な女性議員がおります。一緒になって頑張っていきたいと思い、大いに期待をしております。

それでは、本題に入ります。1、由布市の放置自転車の防止、発生の状況、特に湯布院地域の現状を問います。

1、由布市において、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例は平成17年10月1日に施行されていますが、市としても、自転車も同様に、条例により放置防止は考えられないかを問います。

2番目、道路や公園に放置した場合の処理はどうか。それから、個人での放置の処理はどうすればよいか。駐車場隣接地との放置と適正な処理方法があれば聞きたいと思います。

それから、大きく2番目として、全国的に問題である有害鳥獣を捕獲したイノシシ・鹿の解体場所建設について問います。

1つ、25年第4回の定例会において、猟友会の皆様より請願の提出がありました。1年を経過したが、その後の解体場の建設はどうなったか聞きたい。

2番目、これはもうやめました西郡さんからの質問だったと思いますが、質疑で朴木の場合も区長さんの自宅で解体を行っていました。ダニ等がすごい量で近所にも迷惑がかかって、何とか解体場をつくってとの話がありましたが、この朴木の件、その後はどうなったのでしょうか、聞きます。

同じく同僚議員からも、小林議員からだったと思いますが、委員長報告に対して質疑がありました。猟友会に補助金を出して自分たちで運用するのではなく、市として場所等を探し、建設をしてもらうことが請願者の思いではないですかというものでした。

当時の委員長の答弁は、農政課と請願者と一緒に話をした、本当に問題である鳥獣被害は深刻で、補助金にするか、市が施設をつくり指定管理の方法ですか、選択があると考えているとの

ことでした。

その後、農政課と請願者、猟友会での話し合いを行い、具体案を示したが、その後の状況を聞きたいと思います。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、8番、長谷川建策議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自転車の放置防止条例は考えられないかということでございますが、法律では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律というものがあります。いわゆる自転車法というものであります。

その法律の目的は、道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車等の駐車対策の総合的推進等により、良好な環境の確保とその機能低下の防止・自転車利用者の利便を増進させることとなっています。

条例につきましては、県内自治体の制定状況を見ますと、大分市、別府市など8市で定めているようであります。

各自治体の条例の内容につきましては、道路や公園等、本来自転車を駐車する場所でないところに放置駐車された自転車を撤去することを目的として定めたものであり、規制区域を指定している市もあるようであります。

自転車法の趣旨からいたしますと、自転車の駐車を規制するばかりではなく、駐輪場の設置や駐車対策に関する計画をつくるなど、総合的な対応が必要になってくると考えております。

また、条例を制定した場合でも、対象は市が所有するか管理する土地に限定されておりまして、民有地につきましては、対象とならないこともあり、現段階で条例の制定は考えていないところであります。

次に、全国的に問題となっている有害鳥獣について、捕獲したイノシシや鹿の解体場所の建設についての御質問であります。

有害鳥獣につきましては、その捕獲事業を由布市猟友会に委託し、被害の防止に努めているところであります。

平成25年度由布市猟友会は由布市からの委託を受けまして、イノシシを296頭、鹿を238頭捕獲いたしました。市といたしましては、大変感謝をしているところであります。

さて、由布市猟友会からの3支部長からの請願は、平成25年第3回由布市議会定例会で趣旨採択をされたところであります。

その後、由布市猟友会3支部と具体的な協議を行ってはいませんが、湯布院支部長から有害鳥獣捕獲事業により捕獲した動物の解体場所の候補地に関する要望を受けているところであります。

市といたしましては、由布市猟友会3支部を初めとした関係団体などと協議、検討をしてみたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わりますが、他の質問については、担当部長より答弁をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長の平井でございます。

自転車の放置防止条例について、2点目、3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の道路や公園等に放置された場合の処理の仕方はどうかについてであります。

現状の対応としまして、道路や公園、公民館などそれぞれの主管課が、民法第239条無主物の帰属による処分に対応しております。

この手続きにつきましては、防犯登録等について警察に照会をし、張り紙等によって期限を二、三週間定め、所有者があらわれない場合は、自転車の撤去、廃棄処分をする旨の意思表示を行うなど、所有者がいない、または所有権が放棄されていることが確認されたのち、撤去・処分を行うものです。

次に、3点目の個人での放置の処理はどうすればよいのかについてお答えいたします。

民有地につきましては、3つの方法が考えられるようにあります。

1つ目には、遺失物法に基づく遺失物、いわゆる落とし物として警察に届ける方法があると聞いております。

2つ目には、民法第239条無主物の帰属による処分でございますが、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

3つ目として、簡易裁判所へ妨害排除請求訴訟、または損害賠償請求訴訟として提訴する方法があると聞いております。

いずれにしても、窃盗罪や遺失物等横領罪、所有権や所有権放棄の問題など、刑法や民法等の法律と関連することから、弁護士など法律の専門家に相談の上、対応することが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 8番、長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきますが、部長より法律の説明がありましたが、要は条例をつくっても法的にじゃないと解決できないちゅうことでいいんですかね。

それと、湯布院の場合は観光地であり、いたるところに自転車放置が目に見え、本当に余ります。駅の場合と駐輪場とかそういう総合的な整備計画をせにゃいかんちゅう市長の答弁があったんですが、その中で、駅の駐輪場と中央公民館の下に駐輪場がありますが、その状況はどんなですか

ね。見に行った場合、相当古い自転車が放置されておりました。それから、1個、格好いいんですが、大きなバイクが1台そのままもう1年近くあると思いますが、今、平井部長も言われましたが、警告をして解決をしたということだったのですが、その後はどうなっているんですか。その点ちょっとお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） お答えします。

先ほど言いました民法239条無主物の帰属による処分ということで張り紙をしまして、2週間程度、2週間だったと思いますけども、張り紙をして撤去したと。その後については、また随分増えたのかどうかという報告はまだ受けておりませんが、今のところそういった状況にはないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 8番、長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 公的な駅とかそういう場所はいいんですが、民有地の場合、裁判所にいちいち問い合わせ、法的に処理せねらんちゅうことになる、相当ややこしいことですね。

私もあるアパートに五、六年前から、ある相談を受けて、五、六年前から五、六台の自転車がありました。もうぼろぼろです。警察等相談したんですが、さっき言われました法律に則らんと簡単にどこでも捨てたら窃盗罪とかいろいろな問題があるということで、黙って夜持って行って処理したんですが、ばれたら窃盗罪に私もなるんじゃないかと心配して、どこでもここでも捨てておりません。いろいろあった、冷蔵庫とか何とか、そこに持って行ってお願いしてとってもらったんですが。

それから、金鱗湖にもよく観光のメッカに自転車が放置されております。先ほど太田副議長より、金鱗湖の近辺に1台あったからおれ方に持って帰っちゃるけおまえ処理してくれって頼まれたんですが、そういうふう、やはり自転車1台にしてもその処理は難しい、部長から法的に全て則らんとだめということで、法律的にいうと弁護士に相談してもお金が要ることだから、そのところやっぱり市民の人から頼まれても、弁護士に電話して、それからどうするか決めなさいとか言い切らんもんですから、もう市として、市報とかにときどき載っていますね。それには目を通すんですが、裁判所に行ってどうしたらいいかちゅう相談はまだしてませんので、そのところ行政として何かいい方法はないですか。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） ことしの4月の市報だったと思いますけども、大分簡易裁判所だったですか、地方裁判所かちょっと覚えていませんけども、法律の無料相談というのが記

事が載っていたと思います。そういったところに問い合わせ先の電話番号載っていましたので、そういったところに問い合わせしてみるのも一つの方法ではないかと思えます。

あと、行政相談等々については、振興局単位でやっていますので、法律についてはどうかちょっとその辺は把握しておりませんが、裁判所の主催する法律の無料相談とかに問い合わせをしてみるのも方法ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） わかりました。じゃあそんなふうにもし届けたら裁判所に聞けちゃうことを言いますので、それで。

それと、環境部長が今答えていただいたんですが、ほかの8市が条例をつくっているところは、担当課と言ったらどの、観光課とかいろいろあると思うんですが、担当課、大体ほかの8市の条例つくっているところの課を、わかったら教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） お答えいたします。

県内の条例整備の担当課ということでございますけれども、課の名前がいろいろありまして、担当部局と思われるところで言いますと、交通安全の担当と思われる市が3つ、それと生活安全が1つ、道路が1つ、観光が1つ、環境が1つ、都市計画、そういうところが1つということで、県内ばらばらでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） ほとんどやっぱり交通課とか安全課だとかそういうところが多いんですね。湯布院の場合も、由布市の場合も今から振興局長ぐらいに聞いたほうがいいですよ。交通安全のほうで。今後は振興局に行きますので、よろしく願います。

それから、昔この自動車の条例ができる前、塚原に行くあの景観の素晴らしいのっばらに自動車は何十台も放置されて、相当なやっぱり当時の行政の人も苦勞されたと思います。それも条例のおかげですっきりになっていますし、1台もありません。その自動車と自転車はやっぱり差があるんですが、そういうふうに、やはり条例が必要だと思います。市長も条例はつくる気持ちはありませんって言いましたけど、何とかそういう方向で重要だなということをお願いしたいと思えます。よろしく願います。

それから、2点目、イノシシと鹿の駆除の件ですが、まず副市長が4回の定例会でこの執行部の説明報告書の中で、捕獲動物の解体場所について有害駆除捕獲活動の推進に必要な施設である、由布市猟友会に協力を依頼し、周辺住民の理解と設置同意が得られる場所を現在選定中でござい

ますと、前向きの説明がありました。それから1年たつんですが、その状況を副市長、お聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。

有害鳥獣の解体場所につきましては、今議員が申し上げたとおり、私もそういうふうに答弁をしたと思います。前回の請願で解体場所の使用についてということで、遊休市有地で活用可能なものを含めて、担当課のほうで猟友会の皆様と協議をいたしております。具体的にどういう場所がということまでは、現在いたっておりませんが、今回、湯布院支部のほうから一つの場所について、使用についてということで要望が上がってきております。実際、現状は遊休市有地でございますので、周辺の方々の理解を得られてということであれば、使用については前向きに今担当課のほうでも検討しているところではありますが、最初の請願が3支部から出ているということがありまして、今回は一つの支部だけでございますので、由布市猟友会としての一つのやっぱり意思統一と言いますか、そういうことについては十分後で問題が起こらないようにという、言い方は変なんですけど、うちができたから今度ここがというのについては、やはり皆さん方の協議の中でやっていくということで、その辺をお互いにどういう役割分担でやりましょうかとかいうことも、担当課のほうで協議をしているようにあります。現状としては湯布院支部の1支部から個別の具体的な場所について御要望が上がっております。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） その件は猟友会の方から聞いたんですが、具体的に場所、それから近隣、住民の同意、その件も聞いたんですが、同意は得れるようにあるんですが、執行部として、副市長の考えとしては湯布院支部だけでは市がつくってやるわけにはいかんちゅうことではないですかね。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 請願も今回の要望につきましても、一応、場所の使用ということで上がっていたというふうに、私は理解をしています。その点については、先ほど言いましたようなことで、対応をしていけばいいというふうに思っておりますが、解体場所を新たに設置するということになると、これは1支部から今出ましたんで、すぐ予算化していけるかどうかということ少し慎重にならざるを、予算の面も含めまして慎重にならざるを得ないというふうには、現段階では思っております。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） この解体場というのはなかなかややこしくて、保健所にも一応出向いて聞いたんですが、鳥の場合はやっぱり食鳥処理法とか牛、豚、それからヤギとか羊、そう

いうのはまたと畜場法とってややこしいらしいんですね。

で、7月26日に要望が猟友会から施設に対して出たと思うんですが、その施設にしても非常にややこしく、処理場を2つにつくらないかんとか、とった鹿、イノシシを、入り口と出口を兼用してはいかんとか、法律的にもものすごく厳しく、大分川に血を流し込む場合は、血を蒸留して何パーセントまでとか、そういう厳しい法的な処理をせんと、この解体場というのはなかなか難しいと聞いております。

それで、猟友会全体に由布市に1つが一番理想なんですけど、まず猟友会の方の気持ちを考えると、さっき市長が、イノシシが293、鹿が238と言いましたけど、これだけの量を今やはり民間の猟友会の方々の家の前で処理しているんですが、本当に気の毒だと思います。

そこで、農政課長、この鹿が大体、湯布院で何頭、イノシシが何頭というのはわかりますかね。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えをいたします。

鹿とイノシシの捕獲頭数についてでございます。まず、イノシシにつきましては、湯布院地域で合計23頭、そして鹿につきましては、湯布院地域におきまして188頭捕獲を、平成25年度でしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） このように、やっぱり湯布院の場合は鹿がものすごい量なんですね。今、民家のすぐ隣まで来て荒らしている状態です。特にダニが多いのは鹿なんですね。それは見たらぞっとするほど鹿にはダニがついています。そういう猟友会の気持ちをいち早くくんでもらって、何とか市全体の解体場でも結構です。湯布院支部だけではできないちゅうのはわかっていますので、何とか農政課長、猟友会の方と十分話をして、早急に、全国的にも問題は大きい問題なんですけど、一つ前向きで考えてください。よろしくお願いします。

それと、猟友会の方も非常に高齢化になっております。本当に70過ぎのおじちゃんたちが鉄砲を担いで犬を連れて山の中に行くんですが、あと若い人の養成とか育成とか、農政課からそういう指導方法とか猟友会のメンバーについて、農政課と猟友会、話したことがあるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。

具体的にはちょっとまだ報告は受けておりませんが、猟友会会員の皆様方の高齢化というものにつきましては、もう私どもも知っている限りで、かなり高い年齢の中で活動をしていただいております。そして、猟友会の会員の加入推進という意味におきましても、それぞれ湯布院、庄内、挾間各支部におきまして、銃砲等の一斉点検のとき、または狩猟者登録のと

き、そういうときに猟友会に加入をされていない方々に声をかけさせていただき、加入推進を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） ぜひその若い人を猟友会のメンバーに入れてもらって、お年寄りには本当だんだん亡くなっていくんですが、鹿とイノシシは増えても、しんげんに増えてますので、どこかよその県であったんですが、射撃場を市の担当の課が借りて、若い猟友会のメンバーを育てるためにそこで射撃の訓練とか、そういうことも何か新聞の記事で読んだことがあります。そういうことは由布市の場合は考えておりませんか、課長。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） ことし、平成26年度から制度が変わりまして、猟期前に猟をされる方々はそういう射撃場等で練習を行って、猟をするようになったということでございます。それで、ことしに入りましては、猟友会の皆様方にそれぞれの射撃場で練習をしていただきたい旨の御連絡はしておりますが、それにつきましては考えておりません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） ぜひいろんな資料をもとに考えてください。よろしく願います。

それから、朴木の質問があったんですが、朴木の件は何かあとどうなったか、できる場合。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えいたします。

昨年の議員さんの御質問の中にありました、第3回定例会の委員長報告に対する質疑の中でそういう御質問があったということでございます。そのときには、解体場をつくってほしいという旨の話だという御質問でございますが、先ほどの副市長の答弁の中にもありました、答弁をいたしましたように、まだまだ方向としてはそうかもしれませんが、まだ具体的な話し合いというものが進んでおりませんというよりも、まだ確認をさせていただかなければいけない事項がまだまだたくさんあります。

それで、そういう確認事項をまずききにさせていただきました後に、そういう話に持っていきたいというふうに考えておるところでございますので、まだ朴木の件に関しましても、先ほどのとおり、まだひとつ、まだ当面はちょっと控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 余り控えんで、ぼんぼん一つ一つ解決をしていってください。

実は、猟友会の総会に私産業建設常任委員長で参加したんですが、そのときも何とか解体場の件をいっぱい何人かからも頼まれました。わかったちゅうたんですけど、副市長に相談をしてみます。副市長も同席していたもんですから、副市長、何とか一緒に前向きに考えてくださいちゅう猟友会の会員の方にはそういう答えをしました。

やはり猟友会の本当切実な問題です。本当に駆除をしてきております。もちろん報奨金を払うんですが、それ以上な今の全国的にこんなに鹿とイノシシが増えたら、もう農作物もやられますので、油断していると日出生台の演習場の中に約15頭から20頭まとめて鹿がぼんぼん行きよるんです。銃弾訓練だから機関銃で撃つてくれと言うたんですね、それはもうそういうことはできませんちゅうことです。

そんだけやっぱり鹿とイノシシの量の、繁殖すごいですね。県も桜を植えていますけど、その植えたもことから桜の皮を剥いで食うんです、鹿がですね。そういう切実な問題を胸に置きながら、猟友会の方と農政課の課長、圃場問題もあって大変と思うんですが、あわせてこの解体場の件も考えてください。どうかよろしく願い申し上げます。猟友会の方達も一生懸命駆除しますのでちゅうことです。どうかよろしく願います。

ちょっと早いんですが、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、8番、長谷川建策君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時41分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、7番、甲斐裕一君の質問を許します。甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 7番、甲斐裕一でございます。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、ことしの夏は何日太陽を拝むことができたのでしょうか。5月、6月では真夏を思わせるような猛暑日が続く、ことしはこのままで行けば豊作が望まれると思っていましたが、7月に入った途端、日本列島は大雨や台風の上陸により、中国、四国、広島では土石流災害が各地を襲い、大きな被害が発生しました。特に、広島では未曾有の土石流災害となり、尊い命を奪う大惨事が起きました。我が市議会では開会時の黙祷を行い、見舞金を送ることも決めたところです。災害はいつどこで起きるかも知れません。由布市においても、平成24年岳本災害が起きました

が、災害後の被災地は恐怖そのものといったすさまじいものがあります。幸いに人災はなかったことが唯一の救いです。

このような中、先般8月30日、防災訓練を由布市全体で行いましたが、私も参加、見学をいたしました。訓練を受けられた方、状況視察された方は訓練の重要性を感じ取られたことと思います。しかし、各地区に浸透しているかは不透明なものがあります。今後の課題として研修していただければ幸いに思います。

今、南海トラフの地震対策をにらんで合同実施訓練を行っていますが、由布市においても市民の呼びかけが必要と思われます。

そこで私は近ごろ思うんですが、不安を感じていることがあります。異常な天候のせいかも知れませんが、山の木々や竹が赤黄色な色づきをしています。これは何かの前兆ではないかと心配しているところです。

では、一般質問の今回2項目を上げさせてもらいました。教育委員会の現状について、学校の現状について、それから①として、上半期の学校の状況、②として不登校、保健室登校の現状、学力テスト後の学校の現状、児童、生徒、先生、保護者の現状はどうであるか。4番目といたしまして、ゆとりの学習から学力向上に切りかえてからの現状、(2)として、社会教育の現状について、生涯学習課から社会教育課に名称を変更した理由、そしてその成果、現状はいかがなものでしょうか。③として、地域協育事業の成果、また課題についてお聞かせ願いたいと思っております。(3)でございますが、政府の教育制度の見直しを行い、由布市の方針はどのように行っていくのか。これ教育長の、自治体の市長が任命するということに方向、教育制度をかえたということでございます。それで、市長の方針、考え方は、それから教育長の考え方を教えていただきたいと思っております。

大きな2番目として、これ全部1回質問をしたんでございますが、子育て家族支援対策として市営住宅の建設は必要と思われるが、市長のお考えは。

政府は女性の雇用を促しているが、市としての考えはどうなのか。女性が安心して働ける状況としても市営住宅の必要性があると思われます。少子化対策の一環にもなると思われますがいかがでしょうか。

以上の質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(工藤 安雄君) 市長。

○市長(首藤 奉文君) それでは、甲斐裕一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、教育委員会制度の見直しによる由布市の方針についてという質問であります。

現在の教育委員会制度は、戦後の反省の中から教育委員会のあり方の基本として、教育の政治的中立性を確保する目的で生まれたと思われます。この数年になって、いじめ等の対応のまずさか

ら、重大で深刻な事件が見られるようになってまいりました。これを解決するために、最終的な意思決定と権限のあり方を検討する中で、首長の意志を直接反映する内容の教育再生実行会議の提言がなされておりました。

6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要は、教育委員会の代表と事務の統括者を一本化した教育長を設けて、教育行政における第一義的な責任者であることを明確にしております。

新教育長の任期は3年となり、首長と教育委員会との協議・調整の場を法定化し、意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされました。

教育現場での緊急時などの問題解決に向け、混乱を生じさせないように、迅速な対応をしていきたいと考えております。

次に、市営住宅建設につきましては、由布市では更新時期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックを効率的かつ円滑に更新を行うため、長期的な視点を持って長寿命化のための維持管理計画を、平成24年度に作成しております。

その計画の中で、公営住宅戸数の方針や修繕、改善、建てかえなどの適切な整備手法を定め、長期的な維持管理の実現に資することとしております。

また、既存住宅の集約化や事業量の平準化を図って、計画的に老朽化住宅の建てかえに取り組んでまいりたいと考えております。

現在のところ、新たな公営住宅の建設計画はございませんが、財政計画や需要状況などで公営住宅等長寿命化計画の見直しの必要性があれば、見直しの中で議論をしてまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は、教育長より答弁をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 7番、甲斐裕一議員の御質問にお答えをいたします。多岐にわたっていますので、少し長くなるかと思いますが、よろしく申し上げます。

まず、上半期の学校の状況についてですが、本市では学習規律の確立に力を入れています。学習規律とは学びの基盤である一定の学習のルール、決まりです。この学習規律については1学期に重点を置いて指導を行うようにしています。学習規律づくりの取り組みは由布市教育委員会の重点課題の一つとしており、昨年度から全市的に取り組み始めました。これを受けて学校の状況を見ると、どの学校も落ち着いてきていると考えています。

楽しい学校生活を送るためのアンケート、Q-U調査と言いますが、その結果を見ても、由布市は小学校1年から中学校3年まで全ての学年で全国平均を上回っております。満足度、学級での満足度と言ってもいいかと思いますが、学校の全体的雰囲気はよいと言えると思います。

次に、不登校の現状ですが、昨年度、小学校20名だったものが6名となり14名減、中学校では36名もあったものがことしは23名となり、これも13名減になっています。このことは県の事業で不登校対策コーディネーターを挟間中学校に1名配置し、その当該校だけでなく全市的に不登校の初期対応に動き出したこと、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、関係機関との連携を強化できたこと、加えて不登校対応対策のシステムづくりを始めたことなどを挙げることができます。

次に、4月の県の学力定着状況調査の不正事件後における由布市全体の状況について御説明します。

事件後、校長会を初め教職員の全市的な集会で、学力調査の結果を分析し、児童・生徒の学力向上に生かすという基本的な考え方を再度確認し、市全体として以前と変わらぬ取り組みを進めることとしました。このことにより、各学校の児童・生徒、保護者の方につきましても落ち着きを取り戻して推移していると考えています。

ゆとりの学習から学力向上に切りかえてからの現状はという御質問ですが、学習指導要領が平成20年に変わり、児童・生徒に思考力・判断力・表現力といった、いわば「生きる力」をつけるように方向性が変わりました。それに伴って授業時数も大幅に増加したため、ゆとりではなく、学力向上というように、世間的に捉えられたということを考えています。

由布市でも学習指導要領の変化や県の施策を受けて教育のあり方も変わってきていますが、由布市の子どもたちが「生きる力を育む」学力向上のために、やれることは精いっぱい努力をしていく所存です。今後とも御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、課の名称変更ですが、かつてどの市町村も学校教育と並んで社会教育課と呼ばれていたこと、平成10年前後の生涯学習気運のもと、多くの自治体において生涯学習課に変更され、当市においても合併前の各町及び合併後の市政において生涯学習課として事務事業を行ってまいりましたことは、議員御承知のとおりです。

その後、平成21年度からふたたび社会教育課に変更された大分県教育庁の動きなどを受け、当市においても組織再編案の一部として名称変更が浮上したこととなりました。

教育基本法にも示された生涯学習の理念は十分に尊重しつつも、むしろそのために私たちは直接的には社会教育の充実を図り、学校教育と連携を図り、家庭教育を支援していくのであると認識しておりますし、平成24年度から実施された名称変更の意義もここにあると思っています。

今後は学校・家庭・地域社会の連携がより重要となってまいります。学校教育・家庭教育・社会教育がそれぞれの役割を明確にし、その上に連携があって結果として「生涯学習」が充実していくものだと考えております。

課名の変更は事業等には直接影響しないことであることから、その成果は、成果の実証という

のは難しいところですが、少なくとも市民の皆さんにとっても「学校で行われる教育」と並んで、「社会で行われる教育」として分かりやすさがあるものと認識しています。

最後に、地域協育推進事業の成果と課題についてですが、現在は、学校からの要請により学校教育活動の支援する学校支援と、放課後並びに学校外活動として行われる子ども教室の2本が中心です。子ども教室は学びの活動なども大きく取り入れ、本年度からは、ゆふの寺子屋として行っているところです。

地域を取り込んだ教育の協働の取り組みとして非常に重要なものであると認識しておりますが、開始以降、支援者も安定的に供給できるようになり、一定の成果を得たものと捉えております。

今後は、各学校での教育、家庭教育を支援する取り組みを本事業の中で模索していきたいと思っています。コーディネーターもこれまで同様、挾間・庄内・湯布院の公民館に配置しておりますが、学校との調整だけでなく、家庭教育支援の取り組みも視野に入れた、家庭教育支援員の立場も取り入れて、活動をしてもらっているところです。

最初は、情報提供や学習機会の提供が中心となりますが、学校教育とも連携し、各家庭で充実した教育活動が行われる姿を追求してまいりたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） では、再質問をさせていただきます。

私は、前回も一般質問をいたしました。済みません、子育て支援対策の市営住宅の建設からさきに行きたいと思っております。

私も前回、今、一般質問をいたしました。今、公営住宅法では縛りがありまして、私が考えているような市営住宅の建設は無理と聞いております。

しかし、この住宅の建設におきましては、非常に今後重要課題であり、関係市民にとっても本当に重宝なものではないかなと思っております。これの建設を願っていると、市民の方と言いますか、社会に従事している、職業に従事している若者夫婦にとっては非常に重宝なものであり、また建設されることを願っているのではないかなと思っております。

その点市長、考えたときにどう思われますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） なかなかちょっと質問の意味がわかりかねるところがあるんですが、ちょっともう少しはっきりしてください。（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） ちょっと質問が中途半端でございましたけれども、今挾間地域では企業誘致を行っていることもあり、菊屋、ワタキュー、ヨーグルトン、それとか豊洋等々の企

業を誘致しております。そこには若者世代の方々が多く働いているようにあります。この人たちの住居を考えた場合に、ぜひ近場のところにこういう市営住宅があれば安心して子どもを産み、そして学校にもすぐ近くがあります。そういう中で必要性を感じているのではないかなと思っております。

そして、3点ほど私の質問があります。働く若者世代の生活環境整備ということで、1点は考えております。それから、由布市、特に挾間は道路網が東西南北へ通じております。そういうところに事業所を抱えるのに、有利な地であるという企業者の方のお話を聞いております。それともう一点は、一定した気候状況がいいんじゃないかという話も聞いております。

しかし、その従業員がそこに一緒に住んで、近場で住んで事業を営むということが、非常に望みだそうでございます。そういう中で、今私が言った、若者向けの住宅、若者世代の住宅を公営として、市営としてつくっていただけたらなと思っております。

それから、政府は今、内閣改造を行い、課題を、元気で豊かな地方創生に全力を注ぐとしております。その中では、全国を先がけて、由布市での若者世帯の生活環境整備のために、若者世帯専用の住宅の建設はいかなものかと思っておりますので、その点、市長、お考えを。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 意味はわかりました。そういう若者の住宅ということでもありますけれども、今どういう状況で若者が生活をしているのか、大分から通ってきているのか、それとも自宅から通っているのか、それによって本当に住宅が必要なのかということは、ちょっと私もわかっておりません。十分調査をしていきたいと思っております。その辺のところは、今の現状で、本当に不都合があるのかどうかもまた含めて、検討していきたいです。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。挾間ということで限定をされましたので、挾間の場合は密集地域と過疎地域ということに、現状2分されている形になっております。過疎地域におけるそういった御要望と、中心部におきましては民間の居住施設というものもかなりつくられておりまして、以前合併前に特公賃という、こういった世帯向けと言いますか、そういった住宅建設のときも、やっぱり民への圧迫の問題とか、そういったことも取り沙汰をされ、いろいろ議論をされてきたところなんです。

具体的にどの辺にどうということではございませんので、何とも言わないんですけど、やはり1つは、過疎が進行しているところと住宅化が進んでいるところということは、区別をする中でやはり考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 廣末議員ではございませんが、目が合わなかったけど、よき話を

聞かせていただきました。と言いますのも、やはり今副市長が言ったように、私は過疎、過疎のほうにつくっていただいて、企業は中心部でもいいと思います、あちこち行くのに。しかし、その周辺に若者が住居といいますか、住宅に入って地域の活性化、こういうものが図られていくんではないかなと、私なりに考えて、そういうところもお願いしたいところでございます。

今、副市長が言いますように、石城ではアウル石城、それから挾間では鶴田の第1、第2住宅、これ特公賃でやられていると思います。しかし、特公賃の場合は少し住宅使用料が高いと聞いております。そういう中で、若者が入れるような家賃の市営住宅、そういうものをつくっていただき、過疎化する石城、谷、こういうところの一つつくっていただければ児童・生徒もふえるんじゃないかな、そしてまた、地域の活性化にもなるんじゃないかなと思っております。

聞くところによりますと、今、特公賃のアウル石城、それから鶴田、2つの住宅においても子どもが育ちあがったら自分で住宅地を探して、住宅を建設しているようにあります。市の職員の方もかなりそういう人がおります。

そういうこともありますので、ひとつこれはやっぱり地域の活性化、それから企業の誘致の、企業の出店と言いますか、そういうのも図られていくんじゃないかなと思っております。その点、市長、副市長、どちらでもいいです。お答えお願いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 過疎地に住宅を建てて若者を増やすという考え方は、きのう佐藤郁夫議員、それから人已議員からの質問がありましてお答えしたとおりであります。そういう点について、それを建てたから人口が増えるとか、そういう問題ではないという、地域を活性化するにはどうすればいいかということについて、十分考えた上での取り組みをしてみたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そういう考えもありましようけど、私は今、市長も御存じだと思いますけど、60歳、定年になれば家に帰って農業をやっていくという、そういうふうになるのが実態、多く実態が見られるんですけど、そうじゃなくして、すぐそばに住宅、若者が入れかわれるような住宅があれば一番、学校も今、後でまた教育長に質問いたしますけど、統廃合がまたもう少し考えが違ってくるんじゃないかなと思います。

そういう中で、私もこれはこういう質問をしてくれんかという声も聞いております。それで今、今回また質問をしたわけでございますけど、やはり建物を建てる場所は確保するから、だから何とか若者向けの住宅、そして子どもの育成の住宅、そういうようなことができないかと、いろんな話を聞いておりますので、今回質問をしたわけでございますけど、再度、市長、全国を先がけ、由布市がこういう住宅をつくったというようなことも、全国的に由布市の名声上がるんじゃない

いかなと思っていますけど、どうでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういうことで、名声が上がるとは思っておりませんが、先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） これ研究、検証していただいて、そういう時期が来ればつくっていただきたいなと思っております。

それから次に移りますが、先ほど言いましたように、教育の問題でございます。政府は教育の見なしを図ることとし、実際の教育長を市長の権限でもって指名するとしていますが、これに対して市長はどのように考えておられるのか。

教育長の任命というのは、前回、制度が変わる前には、教育委員5名の中から教育長を任命するということが条例になっておりました。その中で、今回市長が教育長、さらには教育委員会の中のいろんな部門での権限を持たれるということでございますが、市長、もう一度この件についてどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これまたどういうふうに答えていいかわかりにくいんですが、従来の教育長は教育委員の互選によって教育長を決定するという形で、教育委員会の合議のもとでの取り組みでありました。そういう合議が、例えば大津事件とかそういういろんな事件において生ぬるいと、まあ迅速性に欠けるということで、市長部局、直接の任命によってその権限を持たせて、そして対応を早くしようというのが、通常国のねらいであったと思います。

そういうことで、その機能はいいんですけど、例えば、教育の延長といいますか、そういうことも十分心配されることはあると。だから、その点については教育委員会は今までどおりの合議でやっていくというようなことも述べられております。その辺のところは、今後十分注視しながら、そしてまた教育行政の中立が守れるような、そういう取り組みをすべきであるというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 今、教育委員会、教育委員さんは湯布院が2名、庄内が1名、挾間が2名と人口比率でそうなっていると思います。こういう中で、教育長の選任というのは非常に難しいことだと思っております。それでお聞きしたわけでございますけど、教育長がかわったからどうこうじゃなくして、私は市長が本当にこの人なら大丈夫だという意志のもとで教育長の選任に当たれる、いってほしいなと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 合併当初は、全て地域割りみたいな状況で職員も課長級は何人だとかいうようなことも言われておった状況で、各町のそういうセレクトは大変強かったと思います。

しかしながら、市議会は全市区で全部ということはもう素晴らしいことでありますし、教育委員会もどこからだれが出たから、どこの教育行政がよくなるというような、そういう問題ではない。そんなことをしておったら由布市の教育は遅れてしまうと。そういうことで、いい人材があればどこからでも教育長を任命していきたいというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 市長の考えがわかりました。そういうもとで教育委員会のまた行政にも権限を持っていただき、教育委員会のよりよい運営状況をつくっていただきたいなと思っております。

次に、教育問題についてでございますが、教育長におかれましては、挾間町時代から10年もの長きにわたり教育長職を歴任されてきましたが、この間、一貫して知性に富み、心豊かでたくましい人づくりを教育目標に掲げ、小中学校の児童・生徒の育成に尽力をされてまいりました。

そういう中で、大きな事業といたしましては、学校の耐震化、老朽化、校舎の建てかえ、中高一貫教育の推進、そして学校の統廃合、それからITを取り入れた授業等々、数々の業績を築かれてこられました。

そこで再質問でございますが、教育の照準は10年を要すと言われております。その中で、まさに教育長さんは10年の長きにわたり業績を歩み続けたのではないかと思っております。

それで、御質問でございますが、先ほど言われました上半期の学校の状況、これについては本当6月のときに、私は議員になって、毎年でございますが、6月に学校の状況ということでお聞きしていましたが、先ほどの話を聞きますと、すごい不登校、学校の状況、それから不登校、保健室へ登校の現状等を聞かせていただきましたが、昨年の20名から6名、36名から23名、不登校の対策ケアとして、ケアの先生を入れているということでございますが、そのケアのやり方というか方法、各学校をどのように回っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

不登校というのは、やっぱり行きたいけど行けないという苦しい子どもたちをやっぱり本来の学校教育に戻すという重大な意味があるかと思っております。

今、不登校コーディネーターが配置されて実施しているわけですが、挾間小学校を拠点として、不登校が生まれない子どもづくりをするために、全市的な立場の中で今行動をしているところです。

スクールソーシャルワーカー等の受け皿づくり、それは具体的にはコスモスと言っていますが、

その中で学びの場として、遊びの場として引きこもりから、家庭から外に出て、そして複数の仲間と一緒に共同作業をしてみたり、勉強をしてみたりしてなじんでいくというところから進めていっていますし、このやり方が正しいと思っています。

今年度はこれだけ今少なくなっているわけですが、1年を通してどうなのか、これよりか増えない状況をつくっていきたいと考えているところです。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そういうふうにやっていただきたいなと思っておりますが、今夏休みを終えた子どもたち、非常にまた違ってくるんじゃないかと思っております。そういう中で一番問題になるのは家庭の協力といいますか、そういうところも、また後で社会教育の中で話んですけど、家庭教育、これが一番大事だと思うんですけど、スクールソーシャル、家庭の中まで入って行ってやっているのかどうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

元来は学級担任が直接責任を感じて、自分のクラスの子どもたちが、子どもの中でそういう不登校の子どもがいた場合には、責任を持ってより少なくしていくための努力をしていくというのは、基本中の基本だと思います。

それをやる中で、やはり1人だけではなかなか行き届かない面があったりして、中学校では学年全体の中での組織として複数の人たち、先生方がかかっていたことということも踏まえながらやってきているわけですが、それだけでは足りないということで、受け皿づくりをやっているということです。

もちろん、家庭に行って、そしてその中で話をしながら子どもがよりよい方向に、学校に引き戻すための努力をしているということです。

子どもさんの、保護者の考え方によって義務教育は自分の、親の判断として学校にやらないという方も生まれてきました。芸術活動をやることによって子どもを成長させたいというような、親の信念で学校に登校させないという親も生まれてきている現状です。これ県教委等で、この問題に対して学校としてどう対応するかということの問い合わせ等をしているわけですが、憲法によって三大義務の中の1つである、保護者が子どもの、子弟を教育させる義務があるというのがあるわけですが、それも考えた上でもやはり強制することはできないという、現在の結論です。

それは特例中の特例ですが、数名おられるのは事実です。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そういう中で、私はいつも言っていますけれども、家庭教育学級、幼児教育学級をやっているという、社会教育課のほうでやっているという聞き手もおりますが、

やはり保護者の考え方を变えるのは、やはり家庭教育学級、これをつくってそこから発信して、各家庭の保護者への情報発信をしてはどうかというのが、私前々からの考えでございますけど、今度社会教育課になりまして、その中で職員に社会教育課のほうへ家庭教育学級を真剣に進めていくお考えはないかどうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 議員御指摘のとおり、教育の原点は家庭です、親です。その子にとってやっぱり親が最初にして最大の教育者であるというのは、昔からのことで、今後もその権限は揺るぎないものだと思います。

子育ての中で、子育てしにくい環境等で親が悩んでいるという悩みも増えてきたというのが事実だろうと思います。そんな中で、小学校単位で家庭教育学級が従来ありました。今はもうなくなりました。お互いの共通の悩みを母親同士が集まって、そしてその中でいろんな情報交換や作業的なものをする中で、お互いのきずなを親同士で高めてやっていっているというのがあったわけですが、だんだんとなくなってしまったというのは、非常に残念で、私の教育長の最初のほうは点々と小学校単位でありました。そして、その中で、やはりいい面がたくさんあったのだろうと思いますが、やはり今社会の情勢の中で、母親が働きたいというようなことから、その家庭教育学級もだんだんすたれてきたという原因の一つでもあろうかなと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そういう点も考えられますけれども、本当にサークル的な学級、こういうのが数多くあると聞いております。そういう中で、そういった人たちを巻き込んだ家庭教育学級をつくって欲しいなと思っております。

ついででございますが、ちょうど今教育長さんが言われましたように、先生が子どもを見守る、そういう中で、先生方の身上といいますか、非常に悩みが多くてストレスのはげばがないような状況で先生が休まれる、そういう状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 御案内のとおり、非常にこうだんだんと教育しにくい時代になっていきますので、メンタルヘルスの面で病気休職をしている教員もいます。それに一たんかかりますとなかなか回復が難しいのが現状で、何人かは回復して職場に戻って頑張っている人もおるわけですが、病気が進んで休職し、退職するという例ももちろん今まであります。

やはり先生方がほかの諸企業でなくて一生の仕事として教員として打ち込んで、子どもづくりのために一生懸命頑張っていくという、そのソフト面、ハード面での教育することの難しさをどのように除去していくかというのが、教育委員会としてどう支えていくか、指導も含めてやっていくかというのが基本的な姿だと思いますので、それはいろんな場面で支えていきたいなと

思っているところです。

非常に難しいことですが、いい方向に少しずつ持っていきたいと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 本当ぜひそのような先生があらわれないちゅうか、できないようにやっていただきたいと思っておりますが、特に教育委員会、学校教育課、総務課あると思います。そういう職員さんたちの努力といいますか、多く、すぐに発見できるような体制をとっていくようにすれば、また半分、少しでもそういう先生方がなくなるんじゃないかなと感じている次第でございます。

次に、生涯学習課、それと社会教育課の件でございますが、名称変更ということでございますが、私なりに今考えましたのは、生涯学習課が存在したというのは、社会教育と公民館との両事業が両立していく、これを目的として課名が、生涯学習課という課が生まれたと思っております。

どのようにしているかと申しますと、1つの館に社会教育主事と公民館主事が従事し、生涯にわたって学習する機会を市民に推進することとしております。公民館の役目は情報の発信、社会教育主事の任務はどういうことかと言いますと、その市民に対して、情報発信を受けた市民に対して教育の提供を目的とするといったことからだと思っております。

どういうことかと言いますと、社会教育にはシステム事業にふさわしい事業が、学校を拠点として地域、学校が協働して地域の教育力を養うことを目的とした地域教育力推進事業があります。

今回の社会教育課には名称がもどったのは、公民館的な公共地建物の充実により、情報の発信が多くの方の市民の方に図られたものと思われま。それで、社会教育課という名称に戻ったのではないかと思っております。

しかし、今後は市民に対する社会教育の充実を図ることはまだまだ必要と考えられることだと推察されます。そのためには現在由布市にとって、今でも必要だと感じ、頑張っていることとは存じますが、各種社会教育団体、例えばPTA、女性団体、青少年、高齢者等々の教育の推進が一つの大きな課題だと思っております。その社会教育の推進にどのように向かっていくのか、お聞かせ願いたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

生涯学習と社会教育というのは、非常にこの名称の意味からいって難しいところもありますが、非常にもうざり言って、生涯学習というのは学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習することというような定義がされていますし、社会教育においては、学校教育以外の場で青少年、政治に対して行われる組織的な教育活動であるというような格づけをしています。

今いう社会教育については、生涯にわたって学び続け、そして学んだものを還流していく生涯学習を総括した中での社会教育は、社会の情勢等に要請が出てきて、例えば、家庭教育だとか人権教育とか、そういったシフトするものについても含んだ、焦点化したというか、それが社会教育課と思っているところです。

非常にこう社会教育の面で考えた場合には、非常に広いし、深いし、なかなか難しいところありますが、市民のニーズに応えるための対応として公民館活動、社会教育はどうすべきかというのが視点だろうと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 私は生涯学習課は何かと言うと、やはり社会教育主事、それから公民館主事、これが本当ぜひ必要じゃないかなと思っています。

今、由布市では未来館、それから庄内の公民館、それから湯布院では中央公民館、中央公民館の中には社会教育課が存在しておりますけど、やはり各公民館には、館には社会教育主事、それから公民館主事、どちらも共有している方はそれでいいんですけど、やはりそういう方々を配置していただければ幸いに思っているんですけど、どのようなお考えでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 議員御指摘のとおりです。社会教育主事は今、頑張っているのが3名ですか。そして、新しい新採用の職員の中でそのほうに頑張っていくということで、今年度その教育を受けて、その資格を取った1名もいます。

やはり若い職員の中でも社会教育に向かって自分も専門的にやっていきたいという職員が増えたというのは、非常にありがたいことだし、今後も期待したいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） そこでお聞きしますが、社会教育課長にお聞きいたしますが、今、先ほど言いました、地域協育力推進事業について、今どのような状況か。また、課題はありはしないか、そういう点をお聞きしたいと思いますが。

○議長（工藤 安雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤 幸治君） 社会教育課長です。お答えします。

地域協育推進事業のことについてお答えしますが、各公民館ともコーディネーター等を擁しまして、放課後チャレンジ教室、土曜教室等を算数、国語などの活用補助の比重を大きくしてやっております。

学びとして、ことしから由布の寺小屋としまして、各小学校ごとに学びをしております。

地域の方々を指導者として協力を得て、今のところ順調にしているということでございます。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） ありがとうございます。この事業はやっぱり学校を拠点として地域、それから家庭が地域を育むということに、推進事業の一つの目的を持っております。

そういう中で、今感じているのは、もう少し地域力、地域の方々の何て言うか、昔からの知恵袋、そういうのをお借りしながら子どもたちを育てていく、また地域を育てていくという一つの事業でございますので、どうか課題を持って邁進していただきたいなと思っております。

最後でございますが、今回、一般質問をいたしました。この2点については私も非常に真剣に考え、取り組んでいるところでございます。早く言えば地域の活性化を図れる意味においても最重要なものと考えております。

住宅の問題、それから地域、協育力の推進事業、それとか家庭教育学級とかいろいろなものが出てくると思います。そういうことを私は皆さん行政とともに今頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで時間が来ましたので、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、7番、甲斐裕一君の一般質問を終わります。

○議長（工藤 安雄君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月8日午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時48分散会
